

ビジョン
編

行動
計画編

第1章

第2章

テーマ1
災害前

テーマ2
災害前

テーマ3
発災後

テーマ4
復興

第3章

第4章

第5章

テーマ1
担当分担保
災害に強い松阪市をつくる【発災前にするべきこと】

第2章 防災ビジョンの実現に向けた具体的なテーマと施策（公助）

テーマ1 災害に強い松阪市をつくる【発災前にするべきこと】

担当分担保表①

番号	計画	防災 対策課	秘書 広報局	企画 振興部	総務部
1-1-1	防災体制の整備と強化(P82)	●	●	●	●
1-1-2	災害時の情報収集・分析・伝達体制の整備(P85)	●			
1-1-3	広報体制の整備(P87)	●	●		
1-1-4	避難先の指定(P88)	●			
1-1-5	警戒避難体制の整備(P93)	●			
1-1-6	津波避難体制の整備(P96)	●			
1-1-7	避難所の開設・運営体制の整備(P100)	●			
1-1-8	災害時要配慮者支援体制の整備(P102)	●			
1-1-9	帰宅困難者対策の整備(P108)	●			
1-1-10	緊急輸送体制の整備(P110)	●			
1-1-11	物資等の備蓄・調達・供給体制の整備(P116)	●			
1-1-12	消防救急体制の整備(P119)				
1-1-13	災害医療体制の整備(P121)				
1-1-14	関係機関との連携及び応援・受援体制の整備(P124)	●	●	●	●
1-1-15	ボランティアの受入体制等の整備(P126)				
1-1-16	し尿・廃棄物処理体制の整備(P128)				
1-1-17	ペット救護体制の整備(P130)				
1-1-18	災害時の空地の利用管理計画の策定(P131)	●	●	●	●
1-1-19	被災者支援体制の整備(P132)	●			●
1-2-1	防災まちづくりの推進(P135)	●			
1-2-2	都市基盤整備の推進(P139)				
1-2-3	総合的な水害対策の推進(P142)	●			
1-2-4	総合的な土砂災害対策の推進(P145)	●			
1-2-5	農業施設等の防災対策の推進(P147)				
1-2-6	ライフライン施設等の防災対策の推進(P149)				
1-2-7	学校等の防災対策の推進(P152)				
1-2-8	文化財の防災対策の推進(P155)				
1-2-9	地震防災緊急五箇年計画の策定(P156)	●	●	●	●

※●：取り組み主体

担当分担表②

番号	計画	環境生活部	健康福祉部	産業文化部
1-1-1	防災体制の整備と強化(P82)	●	●	●
1-1-2	災害時の情報収集・分析・伝達体制の整備(P85)			
1-1-3	広報体制の整備(P87)		●	
1-1-4	避難先の指定(P88)			
1-1-5	警戒避難体制の整備(P93)		●	
1-1-6	津波避難体制の整備(P96)			
1-1-7	避難所の開設・運営体制の整備(P100)		●	
1-1-8	災害時要配慮者支援体制の整備(P102)	●	●	●
1-1-9	帰宅困難者対策の整備(P108)			
1-1-10	緊急輸送体制の整備(P110)			
1-1-11	物資等の備蓄・調達・供給体制の整備(P116)		●	●
1-1-12	消防救急体制の整備(P119)			
1-1-13	災害医療体制の整備(P121)		●	
1-1-14	関係機関との連携及び応援・受援体制の整備(P124)	●	●	●
1-1-15	ボランティアの受入体制等の整備(P126)		●	
1-1-16	し尿・廃棄物処理体制の整備(P128)	●		
1-1-17	ペット救護体制の整備(P130)	●		
1-1-18	災害時の空地の利用管理計画の策定(P131)	●	●	●
1-1-19	被災者支援体制の整備(P132)	●	●	
1-2-1	防災まちづくりの推進(P135)			
1-2-2	都市基盤整備の推進(P139)			
1-2-3	総合的な水害対策の推進(P142)			●
1-2-4	総合的な土砂災害対策の推進(P145)			●
1-2-5	農業施設等の防災対策の推進(P147)			●
1-2-6	ライフライン施設等の防災対策の推進(P149)			
1-2-7	学校等の防災対策の推進(P152)		●	
1-2-8	文化財の防災対策の推進(P155)			●
1-2-9	地震防災緊急五箇年計画の策定(P156)	●	●	●

※●：取り組み主体

ビジョン編

行動計画編

第1章

第2章

テーマ1
災害前

テーマ2
災害前

テーマ3
発災後

テーマ4
復興

第3章

第4章

第5章

テーマ1
担当分担表
災害に強い松阪市をつくる【発災前にするべきこと】

ビジョン
編

行動
計画編

第1章

第2章

テーマ1
災害前

テーマ2
災害前

テーマ3
発災後

テーマ4
復興

第3章

第4章

第5章

テーマ1
担当分
担表
災害に強い松阪市をつくる「発災前にするべきこと」

担当分担保表③

番号	計画	建設部	消防団 事務局	会計 管理課	教育委員 会事務局
1-1-1	防災体制の整備と強化(P82)	●	●	●	●
1-1-2	災害時の情報収集・分析・伝達体制の整備 (P85)				
1-1-3	広報体制の整備(P87)				
1-1-4	避難先の指定(P88)				
1-1-5	警戒避難体制の整備(P93)	●			
1-1-6	津波避難体制の整備(P96)				
1-1-7	避難所の開設・運営体制の整備(P100)				●
1-1-8	災害時要配慮者支援体制の整備(P102)				
1-1-9	帰宅困難者対策の整備(P108)				
1-1-10	緊急輸送体制の整備(P110)	●			
1-1-11	物資等の備蓄・調達・供給体制の整備(P116)				
1-1-12	消防救急体制の整備(P119)		●		
1-1-13	災害医療体制の整備(P121)				
1-1-14	関係機関との連携及び応援・受援体制の整備 (P124)	●	●	●	●
1-1-15	ボランティアの受入体制等の整備(P126)				
1-1-16	し尿・廃棄物処理体制の整備(P128)				
1-1-17	ペット救護体制の整備(P130)				
1-1-18	災害時の空地の利用管理計画の策定(P131)	●	●	●	●
1-1-19	被災者支援体制の整備(P132)	●			
1-2-1	防災まちづくりの推進(P135)	●			
1-2-2	都市基盤整備の推進(P139)	●			
1-2-3	総合的な水害対策の推進(P142)	●			
1-2-4	総合的な土砂災害対策の推進(P145)	●			
1-2-5	農業施設等の防災対策の推進(P147)				
1-2-6	ライフライン施設等の防災対策の推進(P149)				
1-2-7	学校等の防災対策の推進(P152)				●
1-2-8	文化財の防災対策の推進(P155)				
1-2-9	地震防災緊急五箇年計画の策定(P156)	●	●	●	●

※●取り組み主体

担当分担表④

番号	計画	上下水道部	議会事務局	農業委員会事務局	監査委員事務局
1-1-1	防災体制の整備と強化(P82)	●	●	●	●
1-1-2	災害時の情報収集・分析・伝達体制の整備(P85)				
1-1-3	広報体制の整備(P87)				
1-1-4	避難先の指定(P88)				
1-1-5	警戒避難体制の整備(P93)				
1-1-6	津波避難体制の整備(P96)				
1-1-7	避難所の開設・運営体制の整備(P100)				
1-1-8	災害時要配慮者支援体制の整備(P102)				
1-1-9	帰宅困難者対策の整備(P108)				
1-1-10	緊急輸送体制の整備(P110)				
1-1-11	物資等の備蓄・調達・供給体制の整備(P116)				
1-1-12	消防救急体制の整備(P119)				
1-1-13	災害医療体制の整備(P121)				
1-1-14	関係機関との連携及び応援・受援体制の整備(P124)	●	●	●	●
1-1-15	ボランティアの受入体制等の整備(P126)				
1-1-16	し尿・廃棄物処理体制の整備(P128)	●			
1-1-17	ペット救護体制の整備(P130)				
1-1-18	災害時の空地の利用管理計画の策定(P131)	●	●	●	●
1-1-19	被災者支援体制の整備(P132)				
1-2-1	防災まちづくりの推進(P135)				
1-2-2	都市基盤整備の推進(P139)	●			
1-2-3	総合的な水害対策の推進(P142)	●			
1-2-4	総合的な土砂災害対策の推進(P145)				
1-2-5	農業施設等の防災対策の推進(P147)				
1-2-6	ライフライン施設等の防災対策の推進(P149)	●			
1-2-7	学校等の防災対策の推進(P152)				
1-2-8	文化財の防災対策の推進(P155)				
1-2-9	地震防災緊急五箇年計画の策定(P156)	●	●	●	●

※●：取り組み主体

ビジョン編

行動計画編

第1章

第2章

テーマ1
災害前

テーマ2
災害前

テーマ3
発災後

テーマ4
復興

第3章

第4章

第5章

テーマ1
担当分担表
災害に強い松阪市をつくる〔発災前にするべきこと〕

ビジョン
編

行動
計画編

第1章

第2章

テーマ1
災害前

テーマ2
災害前

テーマ3
発災後

テーマ4
復興

第3章

第4章

第5章

担当分担表⑤

番号	計画	市民 病院	関係機関	自助	共助
1-1-1	防災体制の整備と強化(P82)	●			
1-1-2	災害時の情報収集・分析・伝達体制の整備(P85)				●
1-1-3	広報体制の整備(P87)			●	
1-1-4	避難先の指定(P88)			●	●
1-1-5	警戒避難体制の整備(P93)			●	●
1-1-6	津波避難体制の整備(P96)			●	●
1-1-7	避難所の開設・運営体制の整備(P100)			●	●
1-1-8	災害時要配慮者対策の整備(P102)			●	●
1-1-9	帰宅困難者支援体制の整備(P108)			●	●
1-1-10	緊急輸送体制の整備(P110)				
1-1-11	物資等の備蓄・調達・供給体制の整備(P116)			●	●
1-1-12	消防救急体制の整備(P119)		松阪地区広域消防組合	●	●
1-1-13	災害医療体制の整備(P121)	●	松阪保健所、松阪地区医師会、松阪地区薬剤師会、松阪地区歯科医師会、松阪地区広域消防組合、災害拠点病院		
1-1-14	関係機関との連携及び応援・受援体制の整備(P124)	●		●	●
1-1-15	ボランティアの受入体制等の整備(P126)		社会福祉協議会	●	●
1-1-16	し尿・廃棄物処理体制の整備(P128)		松阪地区広域衛生組合	●	
1-1-17	ペット救護体制の整備(P130)				
1-1-18	災害時の空地の利用管理計画の策定(P131)	●			
1-1-19	被災者支援体制の整備(P132)			●	●
1-2-1	防災まちづくりの推進(P135)				
1-2-2	都市基盤整備の推進(P139)			●	
1-2-3	総合的な水害対策の推進(P142)				
1-2-4	総合的な土砂災害対策の推進(P145)			●	
1-2-5	農業施設等の防災対策の推進(P147)			●	
1-2-6	ライフライン施設等の防災対策の推進(P149)		中部電力パワーグリッド株式会社、東邦ガス株式会社、西日本電信電話株式会社	●	●
1-2-7	学校等の防災対策の推進(P152)		保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校		
1-2-8	文化財の防災対策の推進(P155)				
1-2-9	地震防災緊急五箇年計画の策定(P156)	●			

※●：取り組み主体

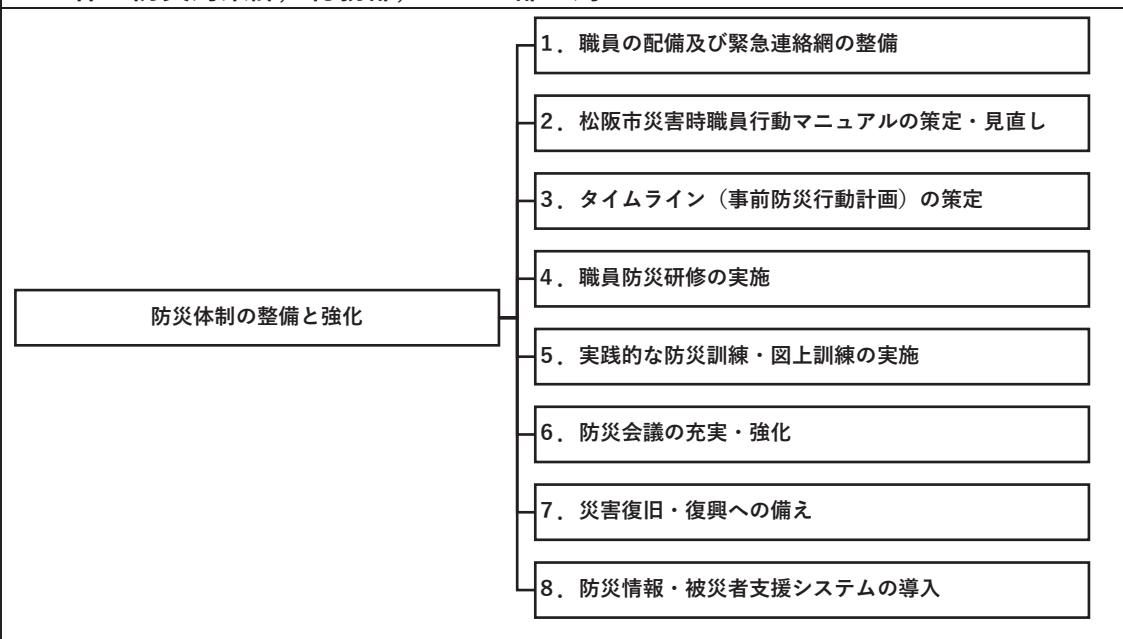
テーマ1 災害に強い松阪市をつくる〔発災前にするべきこと〕
担当分担表

施策1 実効性のある防災体制の確立

1-1-1：防災体制の整備と強化

◆市の取り組み（公助）

主体：防災対策課，総務部，全ての部・局



▶ 行動計画の目標

- 目標を意識した実践的な訓練や研修を行い、評価・検証することにより、各職員の防災意識・技能が向上する。
- 各関係機関との連携強化が図られ、大規模災害でも迅速な初動対応・応急復旧、被災者の生活再建支援等が実施できる。

▶ 具体的な取り組み

1. 職員の配備及び緊急連絡網の整備

- 全職員の配備体制及び役割について、あらかじめ定めておくものとします。
- 本市の幹部職員及び防災担当職員については、交通の途絶や職員の被災等により参集が困難な場合も想定し、代替職員の指定も含めて定めるものとします。また、平常時から出張等の不在時のスケジュールや緊急連絡先等を把握し、迅速な活動体制を確保します。
- 全職員の緊急連絡網を、勤務時間外における当直者等との連絡体制も含めて定めます。

2. 松阪市災害時職員行動マニュアルの策定・見直し

- 災害発生後、職員一人ひとりが、迅速かつ適正に行動できるよう、平成29年度には初動期の対応と応急・復旧期の対応（BCP）を含めた構成の「松阪市災害時職員行動マニュアル」を策定しました。
- 松阪市災害時職員行動マニュアルとともに、各部の連絡網、各種様式、台帳等を整備し、地域防災計画の修正や訓練での成果等をもとに、より実効性のあるマニュアルとなるよう、毎年見直すものとします。

3. タイムライン（事前防災行動計画）の策定

- 風水害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、各機関の防災行動を時系列で整理したタイムライン（事前防災行動計画）を策定します。

4. 職員防災研修の実施

- 職員の防災意識の向上を図るため、定期的に防災研修や防災意識アンケートを実施します。
- 職員はみえ防災・減災センター等が開催する研修会等に参加します。

5. 実践的な防災訓練・図上訓練の実施

- 本市は市民及び住民自治協議会、自主防災組織等の関係組織並びに防災関係機関との緊密な連携・協力のもとに実践的な防災訓練を実施し、防災体制の強化を図ります。
- 訓練においては常にその目標を明確にし、訓練終了後には本市防災アドバイザーによる評価、参加者による訓練の振り返り及び市地域防災計画の各活動における検証を行い、必要に応じて修正を行います。
- 図上訓練等の実践的な訓練を年1回以上実施し、職員への市地域防災計画や松阪市災害時職員行動マニュアルの周知徹底を図るとともに、訓練に基づく評価検証を行い、必要な見直しを行います。

6. 防災会議の強化・充実

- 防災会議は、災害対策全般に関し、本市及びその他の防災機関が所掌する事務を総合的かつ計画的に推進するとともに、関係機関との一層の連携を図ります。

7. 災害復旧・復興への備え

- 復旧・復興を円滑に実施するため、あらかじめ各種データ（重要な公共土木施設の構造図、基礎地盤資料、建物、権利関係、施設・地下埋設物等の情報及び測量図面、情報図面等）の保存並びにバックアップ体制の整備を図ります。

8. 防災情報・被災者支援システムの導入

- 南海トラフ地震等の大規模災害のほか、武力攻撃や大規模テロ等により、甚大な被害を受けた場合においても、被災者を救護・支援し、迅速かつ的確な復旧・復興作業を行っていくことが可能な被災者支援システムを整備します。
- 仮に本市のコンピュータ機器やネットワーク回線が大きなダメージを負った場合においても、災害発生時に必要な刻一刻と変化する被災者の状況や家屋等の被害状況を記録・更新し、罹災証明等の交付、避難所情報の管理、支援物資の管理、応急仮設住宅の管理等が可能なシステムを整備します。
- システムの運用においては、定期的にデータの更新等を行い、災害時に備えるとともに、災害の規模にかかわらず汎用的に活用していき、システムの有効利用を図ります。

施策1 実効性のある防災体制の確立

1-1-2：災害時の情報収集・分析・伝達体制の整備

◆市の取り組み（公助）

主体：防災対策課

災害時の情報収集・分析・伝達体制の整備

1. 情報収集・分析・伝達体制の検討
2. 情報通信設備の整備
3. 情報通信設備の適切な運用
4. 関係機関からの情報収集伝達体制の構築
5. 市民等からの異常現象の通報

▶ 行動計画の目標

- 各関係機関や避難所等から情報を収集する手段が整備され、危険度が高まっている際にはホットラインで直接情報共有ができる。
- 収集した情報を各部間で伝達できる手段の確保・多重化ができています。

▶ 具体的な取り組み

1. 情報収集・分析・伝達体制の検討

- 気象予警報等各種の気象通報、災害時の被害情報や応急対策に係る情報について、その収集、各部間の連絡・伝達の内容、方法、手段をあらかじめ定めます。
- 収集した情報を的確に分析し、災害対応を行える人材を育成するため、平時より職員の訓練や研修等を行います。

2. 情報通信設備の整備

- 平常時から情報通信設備（防災行政無線、県地上・衛星系防災行政無線、消防無線等）の既存設備の有効的・効率的な利活用を推進し、地域非常通信ネットワークシステムを確立するとともに、衛星携帯電話の利活用を図り、衛星通信等の整備と拡充に努めます。
- 災害対策本部と関係する防災関係機関との通信手段の整備を検討します。
- 輻輳（ふくそう）時の通信を確保するため、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上固定系、衛星系による通信系統の多ルート化等）や関連機器装置の多重化を図ります。

- 停電時（庁舎の浸水による停電の場合も含む。）の通信を確保するため、非常用電源の確保・整備に努めます。
- 災害対策基本法第57条により通信設備の優先利用及び同法第79条による優先使用について、西日本電信電話株式会社三重支店等と使用の手続等についてあらかじめ協議を行います。

3. 情報通信設備の適切な運用

- 災害時に情報通信設備等を適切に活用するため、平常時からこれらの設備等の定期点検を行うとともに、職員の操作訓練を実施します。

4. 関係機関からの情報収集伝達体制の構築

- 気象情報や地震情報を迅速かつ確実に把握するため、関係機関より FAX 及び専用端末機等で収集する体制を構築します。
- 平時より関係機関とのホットラインの構築に努めます。

5. 市民等からの異常現象の通報

- 本市は地震や風水害に対する自衛処置として、異常現象を発見した者が通報を行うことについて、市民に対して周知徹底を図り、通報を受けた場合の聴取責任者をあらかじめ定めます。

◆地域の取り組み（共助）

- 災害時に市と連絡ができるよう、平時から防災行政無線双方向通話機能（アンサーバック）の使用訓練をしましょう。

施策1 実効性のある防災体制の確立

1-1-3：広報体制の整備

◆市の取り組み（公助）

主体：秘書広報局，防災対策課，健康福祉部

広報体制の整備

1. 市民全員への広報体制の整備

▶ 行動計画の目標

- 市民全員にわかりやすく正確な情報を提供できる体制がとれている。
- 市民は市からの情報を待つのではなく、自ら必要な情報を入手できる。

▶ 具体的な取り組み

1. 市民全員への広報体制の整備

- 本市では市民等に対して、テレビ、ラジオ、市ホームページ、行政チャンネル、SNS、防災行政無線、緊急速報メール（エリアメール）、防災情報メール等あらゆる手段を活用した広報体制の充実を図ります。
- 県が運用する「防災情報システム」が「Lアラート（公共情報コモンズ）」と連携していることから、本市ホームページ及び行政放送においても、Lアラート（公共情報コモンズ）を最大限活用し、「緊急情報」の掲載等、最小限の人為的作業で、迅速に、有益かつ正確な情報を発信できるシステム及び体制の構築を図ります。
- 高齢者、障がい者等の特に配慮を要する者並びに外国人住民、観光客等の「情報伝達要支援者」に対して、住民自治協議会、自治会、自主防災組織等地域の支援組織等と協力して情報伝達体制を構築するとともに、文字、手話、点字、外国語等による情報提供体制の推進を図ります。
- 防災情報メールを活用した電話通知システムでの戸別への情報発信を整備します。

◆市民の取り組み（自助）

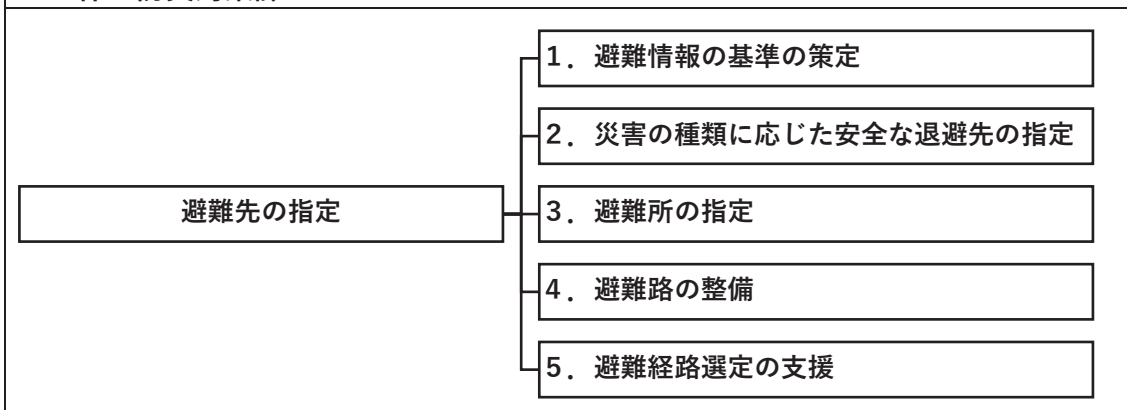
- 市又は各関係機関に通報する電話番号の確認をしておきましょう。
- 松阪市防災情報メールへの登録をしておきましょう。
- 防災みえ.jp への登録をしておきましょう。
- 気象情報の入手先の確認をしておきましょう。
- 災害伝言ダイヤル（171）の体験使用をしましょう。

施策1 実効性のある防災体制の確立

1-1-4：避難先の指定

◆市の取り組み（公助）

主体：防災対策課



▶ 行動計画の目標

- 安全な退避先・避難所を指定し、市民・地域に周知ができています。
- 市民は避難所マップ等を参考に、日頃より自らの避難行動を考えています。

▶ 具体的な取り組み

1. 避難情報の基準の策定

- 市地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ高齢者等避難、避難指示の基準を策定します。
- 内閣府（防災担当）の「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月）を参考に、あらかじめマニュアルを作成し、災害種別に応じた伝達文を定めます。
- 避難情報を受け取った市民が適切な避難行動をできるよう、平時から避難情報の意味等について普及・啓発をします。

〔参考〕高齢者等避難、避難指示の類型

名称	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難 (警戒レベル3)	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生するおそれがある状況	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者及びその支援者は、安全に避難できる避難所等への避難行動を開始 上記以外の者も、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備や、自主的に避難を開始

名称	発令時の状況	住民に求める行動
避難指示 (警戒レベル4)	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。	対象者は危険な場所から全員避難。退避先等の安全な場所への避難行動をとる。 災害が発生する前までに避難行動を完了する。
緊急安全確保 (警戒レベル5)	災害が発生または切迫している状況。	既に災害が発生しているか、切迫している状況であり、未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、命の危険から直ちに身の安全を確保する。市が災害発生を確実に把握できるものではないため、必ず発令するものではないことに留意する。

※自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもあります。

2. 災害の種類に応じた安全な退避先の指定

- 指定する災害は次のとおりとし、指定にあたっては、下記の指定基準を考慮します。
 - ① 洪水
 - ② 崖崩れ、土石流及び地滑り
 - ③ 地震
 - ④ 津波
 - ⑤ 内水氾濫
 - ⑥ 高潮
- 災害対策基本法第49条の5に規定する「指定緊急避難場所」については市地域防災計画においては「退避先」と読み替えるものとします。
- 指定にあたっては「指定緊急避難場所の指定に関する手引き（平成29年3月）」をもとに安全な場所を検討し、住民自治協議会、自主防災組織や防災関係機関等と協議を行い、管理者の同意を得た上で指定します。
- 指定後は、公示等によりその旨を市民等に周知徹底するとともに、災害対策基本法第49条の4第3項に基づき、知事に通知するものとします。

- (1) 退避先の定義
- 災害対策基本法で定める災害の種類（洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、高潮、地震、津波、大規模な火事、内水氾濫、火山現象）ごとに、命を守るための緊急の避難場所（避難先）として指定します。
- (2) 退避先の指定基準
- 災害が差し迫った状況において、市民等が緊急的に避難し、身の安全を確保することが必要であることから、退避先の開放を担う者があらかじめ定められていることとします。
 - 原則として、各災害において想定されるハザードエリア外に位置することとします。
 - 洪水については想定される浸水深より高い位置にあり、かつ避難する上で有効な階段その他経路がある避難場所とします。なお、家屋倒壊等氾濫想定区域のうち、河岸侵食の区域に位置する施設は指定不可とし、氾濫流の区域に位置する施設は非木造（RC造）であれば指定できるものとします。
 - 津波については平成24年4月に策定した「松阪市津波緊急一時避難ビル指定ガイドライン」による要件を満たす避難場所についてはハザードエリア内であっても指定を妨げないものとします。
 - 土砂災害警戒区域内の施設については原則として土砂災害の退避先には指定をしないものとしますが、近隣に適切な避難場所が確保できない場合には、堅牢な建築物で、かつ2階建て以上の施設については指定できるものとします。ただし、土砂災害特別警戒区域内はそれらの施設でも指定しないものとします。
 - 内水氾濫についてはハザードマップ等を整備していないことから、過去の浸水実績等を参考とします。
 - 地震については昭和56年の建築基準法改正で定められた「新耐震基準」に適合することとします
 - 高潮浸水想定区域内の施設については想定される浸水深より高い位置に避難場所があり、かつ堅牢な建築物を指定するものとします。
- (3) 指定の留意事項
- ① 公園、広場等のある程度の広さを有し、かつその場所又は周囲に防災に役立つ樹木、貯水槽等があること。
 - ② 周囲に崩壊のおそれのある石垣、建物、その他の建造物又は崖等がないこと。
 - ③ 周囲に防火帯、防火壁等が存在し、かつ延焼の危険物等がないこと。
 - ④ 耐震耐火性の建築物で、津波の襲来に際しても安全性のあること。
 - ⑤ 延焼の危険があるとき又は収容人員の安全度を超えるときは、更に他の場所へ避難移動できること。
 - ⑥ 避難場所及び避難路の代替場所、経路を確保しておくこと。

3. 避難所の指定

- 開設にあたっての管理・運用面及び一定の収容面積の確保、避難所の拠点性、備蓄資機材の日常管理等を鑑み、原則として公共施設を指定します。
- 指定にあたっては、住民自治協議会、自主防災組織や防災関係機関等と協議を行い、管理者の同意を得た上で指定するものとします。
- 指定後は、公示等によりその旨を市民等に周知徹底するとともに、災害対策基本法第49条の7第2項に基づき、知事に通知するものとします。
- 感染症の拡大防止等の観点から、可能な限り多くの避難所の開設のため、ホテル・旅館等との協定の締結について関係団体と協議します。

(1) 避難所の定義

- 災害が発生し、安全を確保できたのち、住居地と異なる場所で一定期間仮の避難生活をおくることが想定されます。本市では避難所を、あらかじめ本市が指定する「指定避難所」と地域が独自で開設する「地区避難所」に大別します。
- 指定避難所とは、当該被災地域における被災者の生活再建の拠点となる場所・施設であり、災害対策基本法に基づき指定を行う避難所です。
- 地区避難所とは、地域がそのコミュニティを維持し、指定避難所を補完するために独自に開設する避難所です。
- 内閣府が定める「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成28年4月改定）」には、指定避難所として指定していない施設を発災後に避難所として使用した場合も災害救助法に基づく支援の対象となる旨の記載があるため、災害対策基本法第86条の6に定める生活環境を確保する必要があることに留意します。

(2) 避難所の指定基準

- 多数の被災者等の出入りに適した出入口があり、多数の被災者等の受入に必要なトイレや水道等の設備を有することとします。
- 車両その他運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所を選定します。一定量の備蓄資機材等の保管ができる場所を確保できることとします。本庁管内については、各地区市民センター、小中学校・高等学校等体育館及びそれに準ずる施設を基本的な指定避難所とします。
- 地域振興局管内は小中学校等体育館及びそれに準ずる施設のほか、各地区に点在する公共施設等のうち、上記の基準に適合する施設とします。

(3) 指定の留意事項

- 指定にあたっては、避難所等公共施設のバリアフリー化のほか、男女のニーズの違いを考慮し、男女双方の視点に立った観点から適時見直しを行います。
 - ア 長期にわたる避難を想定して、避難所は寝起きができる学校施設、公民館、協定施設等を選定する。

- イ 生活確保のため、水、食糧、毛布等の確保が図られる場所であること。
- ウ 災害時要配慮者に配慮した福祉避難所の確保についても検討する。
- 施設管理者は、災害の種類に応じ、規模及び避難者数によって、学校施設内の避難所（校舎・体育館等）を臨機応変に定めるものとします。

【参考】避難先（指定緊急避難場所）と避難所の違い

○退避先

命を守るため、災害の危険からまずは逃げるための場所です。地震や津波、洪水等、災害の種類ごとに安全性の一定基準を満たす施設や場所を退避先に指定しています。

○避難所

災害によって住宅を失う等、被害を受けた人や受ける可能性がある人が、一定期間避難生活をする施設のことです。避難所には、「指定避難所」と「地区避難所」があります。

【参考】収容人数の算出

- ・指定避難所における収容人数は約 1.8 m²/人で算出。
- ・津波緊急一時避難ビル（津波の退避先）の収容人数は約 1.0 m²/人で算出。

4. 避難路の整備

- 市民が安全に避難できるよう、避難に必要な道路等について、施設の耐震性の強化を図るとともに、沿道等の整備をしていきます。
- 観光客等が多い駅前、史跡等の周辺には、避難所誘導標示を電柱等に設置します。

5. 避難経路選定の支援

- 避難路へ通じる避難経路については、住民自治協議会や自主防災組織を主とした地域での防災マップづくり等の活動における選定を基本とします。本市はその活動支援及び指導にあたるものとします。

◆市民の取り組み（自助）

- 安全な退避先と避難経路の把握をしておきましょう。
- いつ、どこへ避難するかを日頃から検討しましょう。

◆地域の取り組み（共助）

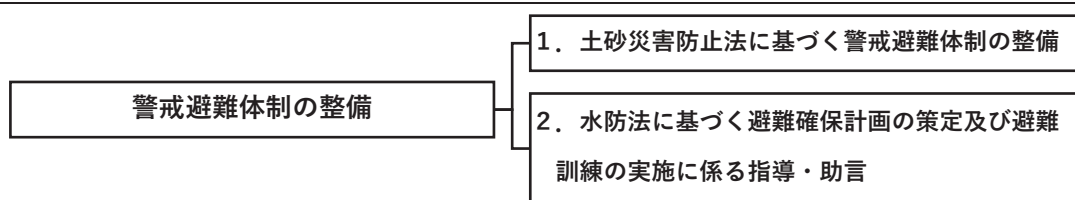
- より安全な避難経路を選定し、防災マップの作成をしましょう。
- 地域総ぐるみで避難訓練をしましょう。

施策1 実効性のある防災体制の確立

1-1-5：警戒避難体制の整備

◆市の取り組み（公助）

主体：防災対策課，建設部，健康福祉部



▶ 基本的な考え方

- 土砂災害や水害から生命・身体を守るためには早めに安全な場所へ退避することが必要です。そのため、市は避難情報等の発令時の情報伝達体制等の警戒避難体制の整備等に努めますが、受け手側である市民にも、安全な避難行動をとることが求められます。
- 例えば、平成21年には山口県防府市で特別養護老人ホームが土砂災害により被災し、7名の人命が失われました。また、平成28年には岩手県岩泉町でグループホームが河川の氾濫によって被災し、9名の人命が失われました。
- 本市は、土砂災害警戒区域内の住民や地域、要配慮者利用施設においてもあらかじめ安全な場所と危険な場所、避難経路等について検討していただくよう取り組みを進める必要があります。

▶ 行動計画の目標

- 災害の危険性が高い区域への情報伝達等の警戒避難体制が整備できている。
- 全ての地域で実践的な避難訓練が行われている。
- 防災上の配慮を要する者が利用する施設では避難確保計画の策定及び避難訓練を実施している。

▶ 具体的な取り組み

1. 土砂災害防止法に基づく警戒避難体制の整備

(1) 情報収集・伝達体制の整備

- 土砂災害警戒区域への防災情報（土砂災害警戒情報や避難情報等）の伝達体制の整備や伝達方法の周知を図ります。

(2) 避難体制の整備

- 地域住民は、タウンウォッチングや避難訓練等を通じ、土砂災害警戒区域内の住宅の分布、人員構成等を把握し、安全に避難できるよう避難経路、避難場所、避難方法等を定め、避難体制を確立し、本市はその取り組みを支援します。
 - (3) 市民への知識普及
 - 広報、マップ等の配布等により、地域住民への土砂災害警戒区域の周知を図ります。
 - 土砂災害発生を目安となる降雨状況や雨量基準、前兆現象等、危険な状況時の対応や心構えについての知識普及を徹底します。
 - (4) 避難訓練の実施
 - 関係機関と協力して、土砂災害に対する総合的な防災訓練を実施します。その際、年1回以上、ハザードマップ等を活用し、安全な場所への避難訓練等も実施するよう努めます。
 - (5) 自主防災組織の育成
 - 地域住民による自主防災組織の組織化を積極的に支援し、知識普及、防災訓練、災害時の危険箇所の巡視や避難活動について、地域の協力体制を構築します。
 - (6) 救助に関する事項
 - 土砂災害が発生した場合、円滑に救助が行えるよう関係機関と協力し、あらかじめ救助体制を確立します。
 - (7) 避難確保計画の策定及び避難訓練の実施に係る指導・助言
 - 土砂災害警戒区域内にある社会福祉施設、学校、医療施設その他の防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地を把握し、市地域防災計画に明記します。
 - これらの管理者は、災害時の対応や施設利用者等の安全をより確保するため、土砂災害防止法に基づく避難確保計画を作成し、避難訓練を実施報告するものとし、本市はその指導・助言に努めます。
- 2. 水防法に基づく避難確保計画の策定及び避難訓練の実施に係る指導・助言**
- 洪水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域内にある社会福祉施設、学校、医療施設その他の防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地を把握し、市地域防災計画に明記します。
 - これらの管理者は、災害時の対応や施設利用者等の安全をより確保するため、水防法に基づく避難確保計画を作成し、避難訓練を実施するものとし、本市はその指導・助言に努めます。

◆市民の取り組み（自助）

- ハザードマップを確認し、いつ、どこへ避難するか検討しておきましょう。
- 市や地域が実施する避難訓練に積極的に参加しましょう。
- 日頃より防災情報の入手先を確認しておきましょう。

◆地域の取り組み（共助）

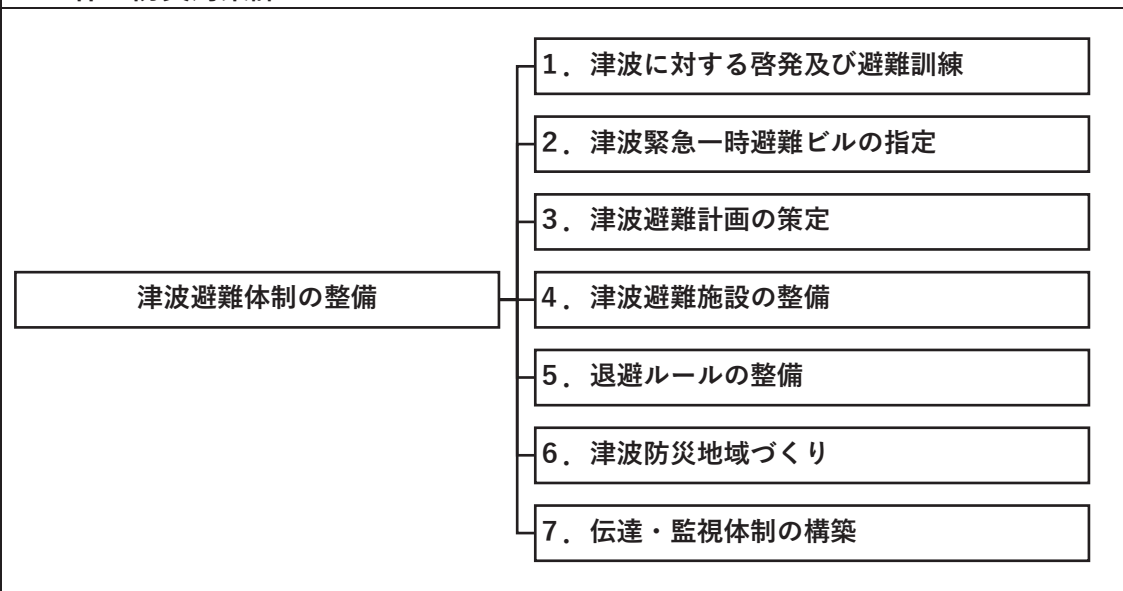
- 洪水や土砂災害の危険箇所の巡視、防災マップの作成を行いましょう。
- 洪水や土砂災害を想定した避難訓練を実施しましょう。

施策1 実効性のある防災体制の確立

1-1-6：津波避難体制の整備

◆市の取り組み（公助）

主体：防災対策課



▶ 基本的な考え方

- 津波から生命を守るためには浸水しない場所へ避難するしかありません。
- 東日本大震災では「釜石の奇跡」と呼ばれる有名な事例がありました。これは、ハザードマップだけにとらわれることなく、できるだけ遠くに逃げて助かった子供達と、その子供達に引っ張られて逃げて助かった大人達の話です。その一方で、ハザードマップを信じ「想定外の津波により多数亡くなったという不幸な現実がありました。
- 本市では東日本大震災の教訓を風化させないよう、市民がより早く浸水想定区域外へ避難していただけるよう、継続して啓発をする必要があります。
- また、避難行動要支援者の逃げ遅れ等も想定し、津波避難困難地域（特定避難困難地域）に整備した津波避難施設の維持管理に加え、津波緊急一時避難ビルの指定を進める必要があります。

▶ 行動計画の目標

- 市民は津波ハザードマップ等を参考に、日頃より自らの避難行動を考えている。
- 緊急避難施設として津波一時緊急避難ビルを指定し、市民・地域に周知ができていく。
- 津波避難困難地域の抽出を行い、その解消に向けて自助・共助・公助が一体となって取り組みを進めている。

▶ 具体的な取り組み

1. 津波に対する啓発及び避難訓練

- 本市は、南海トラフ地震による津波浸水が想定される区域とその程度を示した津波ハザードマップの作成・更新等を行います。
- 津波ハザードマップには、浸水想定区域のほか、退避先、避難時の心得等を掲載し、市民に広報紙、ホームページ等で周知します。また、これを活用して地域ごとに避難の方法、避難経路等について事前に確認しておくことも同時に周知します。
- 津波の被害が予想される地域においては、家族・隣近所の安全を確認した後、津波到達時間を意識した実践的な津波避難訓練を実施します。
- 津波に関する基礎的な知識、応急対策、避難等について津波防災啓発を行うとともに地域住民（自主防災組織）はもとより児童・生徒への啓発及び体験学習等を実施します。
- 消防団員、自主防災組織、ボランティア、事業所の防災担当者等について、普及啓発やワークショップの運営が担当出来るリーダーの養成をしていきます。
- 津波の浸水が想定される場所には平素の啓発のため海拔表示板を設置します。
- 原則として徒歩で避難するよう啓発をしていきます。

【参考】津波到達時間

「20cm 津波到達時間(分)」は、地震発生に伴う地殻変動後の水位を初期水位として、そこから水位が 20cm 上昇するまでに要する時間を示しています。(津波高 20cm：津波注意報基準)

地点名	三重県（2014）過去最大クラス計算結果	
	20cm津波到達時間 (分) (※)	最大津波高 (m) (T.P.上)
津市香良洲町海水浴場	59	3.7
津市香良洲町雲出川	59	3.6
松阪市碧川	62	3.1
松阪市三渡川	66	2.9
松阪市獵師漁港	61	3.4
松阪市松阪港	58	3.8
松阪市愛宕川・櫛田川	58	3.7
松阪市中川	54	3.8
明和町笹笛川	27	5.2
明和町大淀漁港	22	5.6

出典：三重県地域防災計画

2. 津波緊急一時避難ビルの指定

- 避難対象地域で逃げ遅れた避難者が緊急退避する避難施設として、津波緊急一時避難ビルの指定を進めます。

- 指定にあたっては、地域住民、施設管理者の間で合意が得られた後、津波緊急一時避難ビルに関する協定を締結し、指定を行います。
- 指定後は、その施設が津波緊急一時避難ビルに指定されている事を示すピクトグラム（絵文字）を掲示します。

【参考】津波緊急一時避難ビルの定義

市民の生命・身体を守るため、地震発生から浸水が解消し、地上を安全に歩行できるまでの期間、緊急的・一時的に高所に避難するための人工構造物としています。

ア 位置的要件

平成 18 年 3 月に作成した「津波ハザードマップ」及び平成 24 年 3 月に三重県より公表された「津波浸水予測図（津波ハザードマップ）」の津波浸水予測区域内およびこの区域付近の建物としています。

イ 構造的要件

原則として、昭和 56 年に施行された新耐震設計基準対応後に建設された建物で、3 階以上の RC（鉄筋コンクリート造）または SRC（鉄骨鉄筋コンクリート造）S（鉄骨造）の建物を基本とします。ただし、津波浸水状況、地域の状況等によっては、2 階以上の RC、SRC の建物も対象とします。（外部階段やベランダが利用可であれば望ましい。）

3. 津波避難計画の策定

- 本市の津波対策に対する基本的な考え方を取りまとめた「松阪市津波避難対策基本方針（平成 30 年 2 月）」を踏まえ、「松阪市津波避難計画」を策定しています。
- 本市の津波避難計画においては、津波避難困難地域（特定避難困難地域）の解消に向けた取り組みについて明記しています。
- 自助・共助・公助を連携・機能させるため、本市の津波避難計画の考え方を踏まえた地区津波避難計画を策定するものとし、本市はその指導・助言を行います。

4. 津波避難施設の整備

- 津波避難タワーをはじめとした津波避難施設の維持管理や避難路の整備を進めます。
- 津波浸水想定区域内に位置する公共施設を新築・改修する場合には津波緊急一時避難ビルの基準に準じた施設を整備します。
- 津波避難施設の整備においては要配慮者の避難体制に配慮するとともに、避難スペースとして一人あたりの占める面積を 1.0 m²とします。また、排水時間を考慮し、孤立対策のため非常用物資等の配備を行います。

5. 退避ルールの整備

- 津波避難計画において避難誘導する者の退避ルールを定め、その徹底を図ります。

6. 津波防災地域づくり

- 県と連携し、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年12月27日施行）の適切な運用に努めます。
- 県から津波災害警戒区域の指定を受けた場合には、速やかに警戒避難体制の整備について市地域防災計画へ位置づけをします。また、既存の事業の見直しを図ります。

7. 伝達・監視体制の構築

- 海岸部における津波監視体制の整備を図ります。
- 津波浸水想定区域内には防災行政無線の整備の強化をします。

◆市民の取り組み（自助）

- ハザードマップを確認し、家族で避難経路や避難場所を検討しておきましょう。
- 市や地域が実施する避難訓練に積極的に参加しましょう。

◆地域の取り組み（共助）

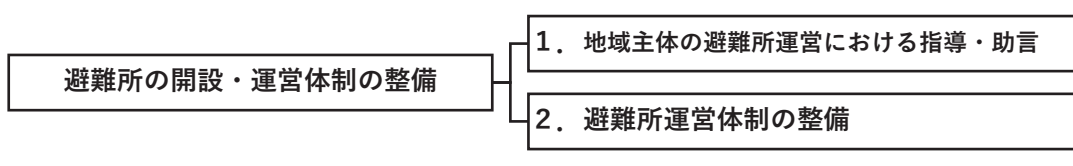
- 地震・津波の危険箇所の巡視、防災マップの作成を行いましょう。
- 地区津波避難計画を策定しましょう。
- 退避ルールや自動車避難のルールについて話し合いましょう。
- 地震・津波を想定した避難訓練を実施しましょう。

施策1 実効性のある防災体制の確立

1-1-7：避難所の開設・運営体制の整備

◆市の取り組み（公助）

主体：防災対策課，健康福祉部，教育委員会事務局



▶ 基本的な考え方

- 大規模災害時には、市は人命救助を最優先とすることから、初動期より、住民自治協議会や自治会、避難者が相互に協力して主体的に避難所を運営することが必要です。
- このため、避難所の円滑な運営を図り、その運営体制を迅速に確立するために、基礎的事項を中心に「松阪市避難所運営マニュアル（令和2年8月改訂）」を作成しています。
- 地域はその考え方に基づき、避難所運営ゲーム（HUG）を始めとした取り組みを進め、地区の避難所における運営マニュアルを策定していく必要があります。

▶ 行動計画の目標

- 効率的で円滑な指定避難所の開設・運営に向けた体制ができている。
- 男女共同参画の視点から、地域での避難所運営体制の検討において、女性が参画している。
- スフィア・プロジェクトの考え方を参考とし、避難所の質が向上している。
- 研修や訓練を通じ、職員の避難所運営に対する知識や経験が向上している。
- 地域で在宅避難に配慮した訓練が行われている。

▶ 具体的な取り組み

1. 地域主体の避難所運営における指導・助言

- 本市が作成した避難所運営マニュアルに基づき運営を行えるように、地域に合った避難所運営マニュアルの作成指導・助言等の推進を図ります。
- 住民自治協議会や自主防災組織等による合同での避難所運営訓練における指導・助言を行います。
- 避難所運営において関係者間で協議をするときは、男女共同参画の視点に留意します。
- 避難所運営マニュアルは最新の知見や教訓を踏まえ、適宜見直しを行います。

2. 避難所運営体制の整備等

- 施設管理者は、災害時の避難所の開錠等について、鍵の管理等について地域の住民組織等と協議し、建物及び出入口の開錠に対して迅速な体制づくりを図ります。特に小・中学校においては震度5弱以上で自動解錠するボックス装置を整備します。
- 施設管理者は、災害の種類に応じ、規模及び避難者数によって、学校施設内の避難所（校舎・体育館等）を臨機応変に定めます。
- 施設管理者は、河川の洪水又は津波等の危険性があるときは、校舎等の安全な階数及び使用不可の部屋をあらかじめ定めておきます。
- 「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（内閣府，令和4年4月改定）」の考え方を踏まえ、避難者のプライバシーや健康管理等の生活環境の確保に向けた取り組みを進めます。
- スフィア・プロジェクト「人道憲章の枠組みに基づき、生命を守るための主要な分野における最低限満たされるべき基準」の考え方を踏まえ、避難所の質の向上に努めます。
- 本市の避難所運営における職員の運営能力や情報伝達手段等、避難所運営にかかる体制を整備・強化します。
- 避難所においては避難所外避難者にも配慮するよう、また、避難所外での避難時には指定避難所にて名簿登録をするよう平時から啓発を行います。

◆市民の取り組み（自助）

- 地域で実施される「避難所運営ゲーム（HUG）」等の取り組みに積極的に参加しましょう。

◆地域の取り組み（共助）

- 各住民自治協議会等で「避難所運営ゲーム（HUG）」の取り組みを進めましょう。
- 地域で避難所の運営について話し合いをしておきましょう。
- 避難所運営について話し合うときは、高齢者や障がい者、女性が積極的に参加しましょう。
- 避難所ごとに運営マニュアルを作成しておきましょう。
- 避難所外避難者を想定したマニュアルの作成及び訓練をしましょう。

施策1 実効性のある防災体制の確立

1-1-8：災害時要配慮者支援体制の整備

◆市の取り組み（公助）

主体：防災対策課，健康福祉部，産業文化部，環境生活部

災害時要配慮者支援体制の整備

1. 避難行動要支援者名簿の作成・管理
2. 避難支援体制構築の取り組み
3. 避難行動要支援者名簿の提供
4. 福祉避難所の指定・運営体制の整備
5. 防災上の配慮を要する者が利用する施設の避難対策
6. 外国人住民及び観光客等に対する配慮
7. 妊産婦及び乳幼児に対する配慮

▶ 基本的な考え方

- 災害対策基本法では高齢者や障がい者等、防災対策において特に配慮を要する者を「要配慮者」と定義しています。
- 要配慮者のうち、高齢者等の災害が発生した時に自ら避難することが困難で支援を要する者を特に「避難行動要支援者」と定義しています。
- 東日本大震災では高齢者等の避難に時間を要する避難行動要支援者死者数が全体の6割を占めていました。
- 本市及び防災関係機関並びに各地域においては、避難行動要支援者を特定し、災害時に「誰が支援してどこに避難させるか」ということを地域の支え合いを基本とした体制を、日常的な見守り体制等を含め構築する必要があります。
- また、避難所生活においても配慮が必要であることから、福祉避難所の確保とその運営体制の整備を図る必要があります。

▶ 行動計画の目標

- 避難行動要支援者の特定を行い、円滑かつ迅速に避難できるための支援体制ができている。
- 福祉避難所の指定・運営体制ができしており、また、指定避難所内での福祉避難スペース確保ができている。
- 乳幼児に対する配慮した備蓄ができしており、また、避難所運営体制もできている。

▶ 具体的な取り組み

1. 避難行動要支援者名簿の作成・管理

- 災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者名簿を作成します。
- 本市及び地域支援者等は対象者の異動や状況の変化を把握した場合は、避難行動要支援者による確認のもと随時追加、修正を行い、常に内容等を適正に保つよう努めるものとします。
- 平常時からこれらの名簿の利活用等が地域で適切かつ円滑に行なわれ、避難行動要支援者を地域で支えられるよう制度の周知啓発を強化し、仕組みづくりの構築に取り組んでいきます。

【参考】避難行動要支援者名簿

要配慮者が円滑かつ迅速に避難するための対策の実施については、これまで「手上げ方式」のみによる「地域で声かけ助け合い制度」を実施してきましたが、平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障がい者等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成を義務付けること等が規定されました。

本市は、避難行動要支援者支援のための新しい登録制度を創設するために、関係各課で組織する庁内検討会を立ち上げ、関係各課共有方式による「避難行動要支援者名簿」を作成しています。

(1) 避難行動要支援者の対象範囲

- 本市に在宅生活し、自力又は家族の支援だけでは避難することができない方で、支援を受けるために必要な個人情報の提供に同意し、次の要件のいずれかに該当する者とします。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 75歳以上のひとり暮らしの方 ② 80歳以上の高齢者のみで構成される世帯の方 ③ 介護保険法に規定する要介護認定において要介護3以上の認定を受けている方 ④ 身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の交付を受け、障がい1～2級に該当する方（内部障がいを除く。ただし、呼吸器系は含む。） ⑤ 療育手帳の交付を受け、記載された障がいの程度区分のうち、A1又はA2の判定を受けた方 ⑥ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受け1級に該当する方 ⑦ 上記の要件に該当しない高齢者や障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦等の災害発生時に避難情報の入手や避難の判断、避難行動を自ら行うことが困難な方で、自ら避難行動要支援者であることを申し出た方 |
|---|

- (2) 避難支援等関係者となる者
- 避難支援等関係者とは、避難行動要支援者を平常時から見守り、災害時においては可能なかぎり情報の伝達や安否確認、避難誘導等の支援を行う者で、住民自治協議会、自治会、自主防災組織、地区民生委員児童委員協議会、消防団、社会福祉協議会、地域包括支援センター等とします。
- (3) 避難行動要支援者名簿への登録方法
- 避難行動要支援者には「避難行動要支援者名簿掲載通知書」により本市の名簿に掲載されていることを通知するとともに、「あなたの情報の提供に関する同意確認書」により同意の意向を確認します。
 - 同意の意向確認は返信用封筒を添えた上で郵送により行い、必要に応じて直接訪問する等、趣旨を理解された上で同意いただくよう努めます。
- (4) 避難行動要支援者名簿へ記載する内容
- 避難行動要支援者名簿には、避難支援に必要な次に掲げる事項を本人及び家族の同意に基づき記載します。
 - ① 避難行動要支援者情報（氏名・代理人氏名・性別・住所・生年月日・電話番号）
 - ② 避難行動要支援者の要件区分
 - ③ 緊急時の家族の連絡先（氏名・続柄・住所・電話番号）
※可能であれば2名
- (5) 避難行動要支援者名簿の適正管理
- 名簿の原本は本市が保管し、副本は名簿の提供を受けた者が保管します。
 - 名簿は「松阪市個人情報保護条例」の利用の制限の例外規定に基づくものであり、本対策の目的のみに使用するものとします。
 - 名簿の提供を受ける側の個人情報保護対策の確保が不可欠であるため、名簿の提供を受けた地域支援者及び名簿を保管する者等も個人情報保護について遵守するものとします。
 - 本市は、避難行動要支援者名簿の外部流出、紛失や目的外使用されないよう十分なセキュリティ対策を講じるものとします。
 - 名簿を提供するにあたっては、松阪市避難行動要支援者名簿取扱要綱に基づき、受領書兼誓約書の提出を求め、名簿管理者や名簿保管場所について届出を受けるものとします。

2. 避難支援体制構築の取り組み

- 避難行動要支援者名簿の定義に該当しない方に対しては、地域で声かけ助け合い制度の周知による支援の充実を図ります。

- 「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（内閣府，平成25年8月）」を踏まえ、重要な事項について市地域防災計画に位置づけるものとし、細部の考え方については令和2年7月（令和3年6月改訂）に策定した「避難行動要支援者名簿活用の手引き」において整理します。
- 避難支援等が適切になされるよう避難支援等に携わる関係者と連携し、個別避難計画の作成に努めるとともに、全体計画において、自助・共助・公助の果たすべき役割を明記し、本市及び地域において支援していきます。
- 多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとします。
- 避難行動要支援者が円滑に避難できるよう、高齢者世帯等への家具転倒防止支援を推進します。

3. 避難行動要支援者名簿の提供

- 本市は、避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供します。
- 発災時には本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように平時から周知を図ります。

4. 福祉避難所の指定・運営体制の整備

- 福祉避難所の指定においては、内閣府の「福祉避難所の確保・運営ガイドライン（内閣府，令和3年5月改定）」を参考に、原則として、バリアフリー化・障害者用トイレやスロープ等の設備を有し、要配慮者の状態に応じてケア等適切に対応することが可能な公共施設や協定により使用協力いただいた福祉施設等を要配慮者及び福祉施設等をその家族のための専用の避難所として指定します。
- 令和5年3月までに43法人84事業所と「災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定」を締結しました。今後は、地域の偏りや要配慮者の特性を考慮し、さらに要配慮者を受け入れられるようその他の高齢者福祉施設や障害者支援施設等に対しても福祉避難所としての使用協力について理解を得られるよう取り組んでいきます。
- 災害時支援協定に基づく高齢者福祉施設、障害者支援施設等においては、当該施設管理者との間で福祉避難所の指定、周知、開設、人員の配置・育成、物資、器材、移送手段の確保等について十分調整をし、連携強化を図るものとします。
- 避難所のスペースやレイアウトについて検討する場合には、指定避難所内での共同生活が難しい要配慮者の状況に応じた福祉避難スペース確保を含めて検討します。
- より迅速な福祉避難所の開設ができるよう、福祉避難所指定施設に対し、「松阪市福祉避難所開設・運営マニュアル」を周知するとともに、運営体制の整備や訓練等の事前準備について施設との連携強化を図っていきます。

- 令和3年3月に松阪市介護サービス事業者等連絡協議会と「災害時における福祉避難所の開設及び人材派遣等に関する協定」を締結し、開設した福祉避難所において必要な人材の不足が生じた場合の人材派遣や家族等による福祉避難所への移送が困難な場合の移送の要請について、可能な範囲で対応いただくことになりました。
- 指定避難所のスペースやレイアウトについて検討する場合には、指定避難所内での共同生活が難しい要配慮者の状況に応じた福祉避難スペースの確保を含めて検討します。
- 平成31年3月に一般社団法人日本福祉用具供給協会と「災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定」を締結しました。これにより、市内で災害が発生した際に、避難所等で不足することが考えられる車椅子や歩行器等の福祉用具等の供給について、優先的に提供されることとなり、迅速な調達が可能となりました。

5. 防災上の配慮を要する者が利用する施設の避難対策

- テーマ1「1-1-5：警戒避難体制の整備」に準じます。

6. 外国人住民及び観光客等に対する配慮

- 避難所への誘導標識に主たる外国人住民の母国語やローマ字、絵による表示等を付け加える等、ピクトグラム（絵文字）による誘導標識の整備の促進に努めます。
- 通訳ボランティアが必要な場合は、県とあらかじめ協議し、県災害対策本部に対して、通訳ボランティアの派遣要請ができる体制を整えます。
- 通訳に関しては、本市教育委員会が雇用している外国語指導助手（ALT）及び母語スタッフの協力を求める体制を整備します。
- 本市は、日頃より多言語に対応したパンフレットの作成・配布等を行い、やさしい日本語などを用いて外国人等の情報伝達要支援者へのわかりやすい情報伝達・啓発に努めます。

7. 妊産婦及び乳幼児に対する配慮

- アレルギーに配慮した食料や生活用品等の備蓄を進めます。
- 避難所運営にあたっては、必ず女性を検討メンバーに加え、女性特有の配慮（女性特有の物資の保管や配布方法等）、特に妊産婦や乳幼児を抱えた母親たちへの配慮や支援（^{おそ}悪阻の対応、授乳の対応等）が適切に行われるよう、地域への指導・助言を行います。
- 平時から乳幼児の安全確保等について啓発に努めます。
- 妊産婦や乳幼児は、発災後の避難行動に困難を伴う可能性があることから、平時より防災啓発に努めるとともに、必要に応じて防災情報の提供を行います。

ビジョン
編

行動
計画編

第1章

第2章

テーマ1
災害前

テーマ2
災害前

テーマ3
発災後

テーマ4
復興

第3章

第4章

第5章

テーマ1
担当分
担表
災害に強い松阪市をつくる「発災前にすべきこと」

◆市民の取り組み（自助）

- 地域で声かけ助け合い制度の登録をしましょう。
- 支援を待つだけでなく、個人や家族でできることを検討しておきましょう。
- 地域の避難訓練へ積極的に参加しましょう。

◆地域の取り組み（共助）

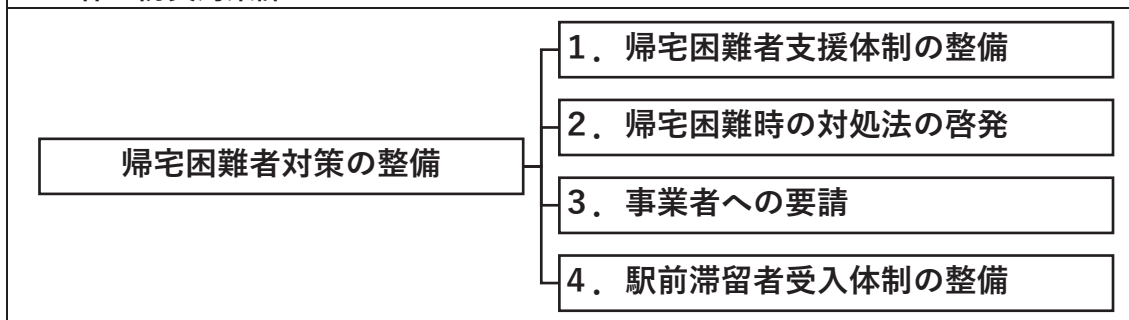
- 地域で声かけ助け合い制度の登録を進めましょう。
- 市より提供された避難行動要支援者名簿の適正な保管・引継ぎをしましょう。
- 地域の避難行動要支援者の支援について話し合いをしておきましょう。
- 避難行動要支援者を含めた地域総ぐるみの避難訓練をしましょう。

施策1 実効性のある防災体制の確立

1-1-9：帰宅困難者対策の整備

◆市の取り組み（公助）

主体：防災対策課



▶ 行動計画の目標

- 帰宅困難時の対処法の啓発を行い、事業者への要請や駅前滞留者受け入れのための避難所の整備ができています。
- 事業者への要請体制ができています。

▶ 具体的な取り組み

1. 帰宅困難者支援体制の整備

- 本市では鉄道事業者や観光協会等と連携し、交通情報、休憩場所、水及び食糧等の入手可能な場所等の帰宅支援に係る情報伝達が可能な体制を整備します。

〔参考〕関西広域連合の取り組み

関西広域連合では、コンビニエンスストア、外食事業者等と「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」の締結を行っており、この協定に基づいて、災害時の徒歩帰宅者を支援するために「水道水」、「トイレ」、「道路情報等の情報」の提供をしていただけの店舗を「災害時帰宅支援ステーション」と定義している。

2. 帰宅困難時の対処法の啓発

- 帰宅困難になった場合の対処方法等について、平素から市民に対して広報紙等により啓発をします。
 - (1) 市民への啓発
 - 「自らの身の安全は自ら守る」ことを基本とし、次の点を実行するよう啓発します。
 - ア 徒歩帰宅に必要な装備（帰宅グッズ）の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅経路の事前確認の実施

- イ 災害時の行動は、状況を確認して、無理のない計画を立案、実施
 (2) 災害用伝言ダイヤル（171）等の利用周知

3. 事業者への要請

- 職場や学校、大規模集客施設等で帰宅困難となった従業員や顧客等に対し適切な対応を行えるよう、次の点を要請します。
 - (1) 施設の安全化、帰宅困難者対策計画の策定、水、食糧や情報の入手手段の確保
 - (2) 災害時の水、食糧や情報の提供、仮泊場所等の確保

4. 駅前滞留者受入体制の整備

- 本市は、駅前滞留者を一時的に受け入れる施設について検討します。

◆市民の取り組み（自助）

- 外出の際には水・食糧等をこまめに携行しましょう。
- 旅行や出張時には出先の避難所を調べておきましょう。
- 災害用伝言ダイヤル（171）の利用訓練をしましょう。

◆地域の取り組み（共助）

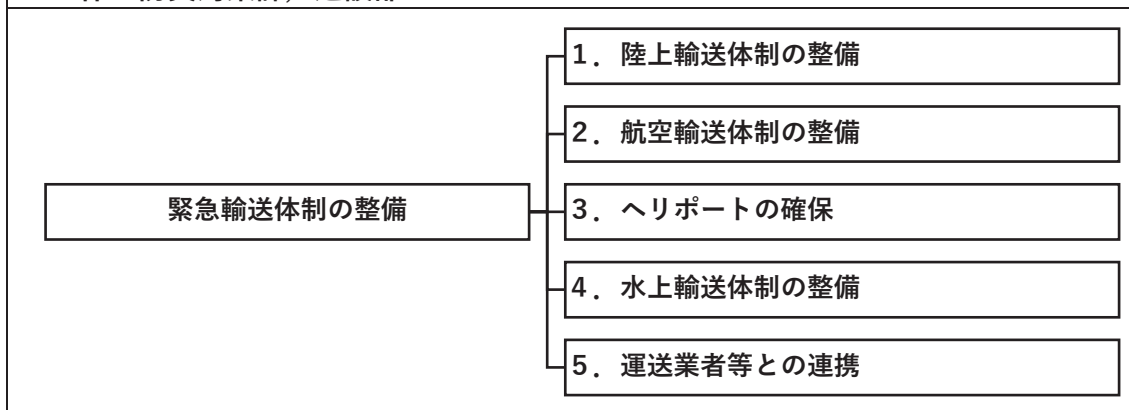
- 地域の避難所で帰宅困難者の受入・支援について検討しておきましょう。

施策1 実効性のある防災体制の確立

1-1-10：緊急輸送体制の整備

◆市の取り組み（公助）

主体：防災対策課，建設部



▶ 行動計画の目標

- 関係機関と協力し、災害発生時の緊急輸送体制が図れている。
- 緊急輸送道路沿いの建築物の耐震化が図れている。
- 緊急通行車両の確保及び事前届出ができています。

▶ 具体的な取り組み

1. 陸上輸送体制の整備

- 本市域における緊急輸送道路（災害時における緊急輸送機能を確保するための道路）は、県地域防災計画及び三重県緊急輸送道路ネットワーク計画では、以下のとおりです。
- 本市は、災害時の初動対応として、緊急通行車両等の通行ルート確保のため、道路啓開に関する計画について関係機関と連携し、検討するとともに共有します。
- 本市は、日頃より、発災後交通規制が実施される道路の周知を図ります。
- 災害協定に基づく道路啓開等の体制について、平時より連携の強化に努めます。
- やむを得ない場合の私有地の一時使用や障害物の処分等について、平時より周知・啓発を行います。
- 緊急輸送道路沿いの建築物で、大規模地震時に倒壊した場合にその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする可能性のある建築物（通行障害既存耐震不適格建築物）について、耐震化等の促進を図ります。
- 本市保有車両が不足する場合を想定して、あらかじめ関係団体と協議し、輸送の協力等に関する協定等により災害時の緊急輸送体制の整備を図ります。
- 災害時の緊急輸送等を効率的に実施するため、本市保有車両について、可能な限り緊急通行車両の事前届を行います。

第2章 防災ビジョンの実現に向けた具体的なテーマと施策（公助）
 テーマ1：災害に強い松阪市をつくる【発災前にするべきこと】

ビジョン
編

行動
計画編

第1章

第2章

テーマ1
災害前

テーマ2
災害前

テーマ3
発災後

テーマ4
復興

第3章

第4章

第5章

緊急輸送道路一覧表

区分	管理	路線名	区間	
			起点（市町字名）	終点（市町字名）
1次	中日本高速道路(株)	伊勢自動車道	亀山市	伊勢市
	国	一般国道23号	木曾岬町川先	伊勢市宇治浦田町
		一般国道23号（中勢BP）	津市大里窪田町	松阪市小津町
		一般国道42号	松阪市八太町	紀宝町成川
		一般国道42号（松阪多気BP）	西黒部町	八太町
	県	一般国道166号	小津町	大黒田町
		松阪久居線	鎌田町	本町
		松阪第2環状線	伊勢寺町	大塚町
		松阪多気線	大黒田町	八太町
		六軒鎌田線	大塚町	大平尾町
		松阪環状線	内五曲町	内五曲町
	市	宮町高町線	宮町	高町
		松阪公園桜町線	本町	内五曲町
外五曲下村線		川井町	内五曲町	
2次	県	一般国道166号	飯高町木梶	飯高町森
		一般国道166号	飯高町七日市	大黒田町
		一般国道368号	伊賀市八幡町	松阪市飯南町粥見
		松阪久居線	嬉野須賀町	嬉野宮古町
		松阪一志線	嬉野天花寺町	嬉野宮古町
		天花寺一志嬉野インター線	松阪市嬉野天花寺町	津市一志町小山
		嬉野津線	嬉野中川町	肥留町
		蓮峡線	飯高町森	飯高町七日市
		三雲久居線	小舟江町	嬉野小村町
	津三雲線	津市香良洲町	松阪市星合町	
	市	松阪駅松阪港線	中央町	大口町
柳瀬津本線		飯南町粥見	飯南町粥見	
3次	県	一般国道368号	松阪市飯南町粥見	多気町朝柄
		一般国道422号	松阪市飯高町富永	大台町天ヶ瀬
		松阪久居線	船江町	嬉野須賀町
		松阪久居線	松阪市嬉野宮古町	津市久居新町
		鳥羽松阪線	伊勢市中島	松阪市宮町
		三雲久居線	松阪市嬉野小村町	津市久居元町
		松阪環状線	川井町	船江町
		松阪環状線	上川町	豊原町
		辻原西町線	大足町	外五曲町
	市	黒田川原木造線	嬉野見永町	舞出町
		松阪駅松阪港線	朝日町	中央町
		中部台運動公園線	立野町	立野町
		虹が丘久保線	上川町	上川町
		松阪総合運動公園伊賀町線	山下町	豊原町
甚目舞出1号線	甚目町	舞出町		

テーマ1 災害に強い松阪市をつくる【発災前にするべきこと】
 担当分担保表

[参考] 緊急輸送道路

第1次：県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路

- ① 広域的な交通を分担することのできる高規格幹線道路
- ② 広域幹線道路である一般国道（指定区間）
- ③ 防災拠点のうち県本庁舎、県総合庁舎、地方中心都市庁舎、国際拠点港湾管理庁舎、国際拠点港湾及び自衛隊駐屯地に接続する道路
- ④ 第1次緊急輸送道路ネットワークを形成するため、上記①②③を連絡、補完する道路

第2次：第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点等）を連絡する道路

- ① 第1次緊急輸送道路と防災拠点である市町村庁舎、市町分庁舎、道路管理庁舎、重要港湾及び耐震強化岸壁整備港湾等、海上保安庁庁舎、警察庁舎、消防本部庁舎、広域防災拠点及びヘリポート、災害医療拠点とを連絡する道路

第3次：その他の道路

- ① 第1次・第2次緊急輸送道路を補完する道路
- ② 第1次緊急輸送道路または第2次緊急輸送道路と防災拠点であるJR貨物駅・特急停車駅、近鉄特急停車駅及び南海トラフ地震の活動・物資搬送拠点を連絡する道路

[参考] くしの歯ルート

第1次、第2次緊急輸送道路等より選定し「道路啓開オペレーション計画（中部版くしの歯作戦）」に基づき、津波等により甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するための道路啓開を最優先に行う道路。

[参考] 緊急通行車両等の事前届出手続等

実施期間：県公安委員会

根拠法令：災害対策基本法施行令第33条第1項

対象車両：

- ア 災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両
- イ 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用で使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両

申請先：県公安委員会（警察署経由）

申請書類：輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類（輸送協定書等がない場合にあつては、指定行政機関等の上申書等）及び緊急通行車両等事前届出書2通

2. 航空輸送体制の整備

- 災害時の緊急航空輸送に使用するヘリコプターの離着陸場所として指定しているヘリポートについて、必要に応じて見直し等を行います。
- 臨時ヘリポートを地域住民や関係機関に周知を行います。

3. ヘリポートの確保

- 大規模災害時には道路・鉄道交通の被害により陸上交通が遮断されることがあり、また同時多発的な火災の発生による被害状況の情報収集等の面においてもヘリコプターは有効であることから、平常時からヘリポートの適地を選定します。
- 適地は、現在原則として県・市の公共施設の中から小中学校の校庭等広場を選定していますが、地理的条件、施設の規模等の面において優れた他の県施設や民間施設があれば、これについても選定し、施設管理者の了解を得るよう努めます。

[参考] ヘリコプター離着陸指定地一覧（令和5年3月31日時点）

No.	離発着場の名称	面積（㎡）
204-01	三雲中学校グラウンド	13,832（133×104）
204-02	ハートフルみくも駐車場	2,624（82×32）
204-03	津松阪港港湾施設	2,450（70×35）
204-04	旧大平中学校グラウンド	4,200（70×60）
204-05	広陽公園	8,100（90×90）
204-06	大江中学校グラウンド	6,300（90×70）
204-07	松阪公園グラウンド	11,500（115×100）
204-08	中部台運動公園芝生公園	19,380（170×114）
204-09	中部台運動公園第1駐車場	12,060（108×95）
204-10	中部中学校グラウンド	20,000（200×100）
204-11	西中学校グラウンド	10,000（125×80）
204-13	柿野小学校グラウンド	2,400（80×30）
204-14	粥見小学校グラウンド	3,375（75×45）
204-15	飯南高等学校グラウンド	11,700（130×90）
204-16	飯南中学校グラウンド	9,000（100×90）
204-17	飯南中学校グラウンド	5,775（105×55）
204-18	波瀬小学校グラウンド	5,520（115×48）
204-19	香肌小学校グラウンド（旧森小学校）	8,250（110×75）
204-20	川俣小学校グラウンド	5,500（100×55）
204-22	青田公園	1,600（40×40）
204-23	津本公園（蓮ダム）	324（18×18）
204-24	松阪市嬉野グラウンド	10,260（108×95）
204-25	嬉野宇気郷公民館（旧宇気郷小学校）	3,000（75×40）
204-26	中郷公民館（旧中郷小学校）	5,400（90×60）
204-27	豊地小学校グラウンド	2,400（60×40）
204-28	松ヶ崎公園	15,600（130×120）
204-29	高須町公園	10,120（115×88）
204-30	コクマタ山・青空広場	324（18×18）
204-31	西野々町多目的グラウンド	31,262（203×154）
204-33	総合運動公園	30,000（200×150）

4. 水上輸送体制の整備

- 大量の物資、人員の輸送手段として水上輸送の活用に向けて国及び県と協議し、その整備に努めます。

5. 運送業者等との連携

- 大規模災害の場合、本市の輸送能力だけでは限界があるため、運送業者等と輸送態勢を事前に定めます。

施策1 実効性のある防災体制の確立

1-1-11：物資等の備蓄・調達・供給体制の整備

◆市の取り組み（公助）

主体：防災対策課，産業文化部，健康福祉部

物資等の備蓄・調達・供給体制の整備

1. 現物備蓄の促進

2. 物資拠点の確保

3. 調達・供給体制の整備

▶ 基本的な考え方

- 本市は過去最大クラスの南海トラフ地震被害想定での発災1日目の避難者数を基本とし、その発災1日分の備蓄を行います。また、三重県備蓄・調達基本方針（令和2年3月）に基づき、発災2日目までは本市で対応することから、流通備蓄も含めた備蓄を検討します。
- 災害時に必要となるものは個人によって異なるため、自助・共助・公助が一体となって備蓄に努め、市民も家庭備蓄に努める必要があります。

▶ 行動計画の目標

- 非常用物資の備蓄や調達・供給の体制ができている。
- 各家庭における個人備蓄ができている。

▶ 具体的な取り組み

1. 現物備蓄の促進

- 災害応急対策に要する資機材は、各対策部で整備、確保を図ります。
- 行政備蓄に関しては、災害直後における避難者、避難所対策に必要な物資、機材を備蓄・管理します。
- 三重県備蓄・調達基本方針に準じ、重要品目を以下のとおり定め、重点的な備蓄を計画的に進めます。

-
- ①食糧 ②育児用調製粉乳又は乳児用ミルク ③哺乳瓶 ④毛布等
 ⑤乳児・小児用おむつ ⑥大人用おむつ ⑦生理用品
 ⑧携帯・簡易トイレ ⑨トイレットペーパー
 ⑩飲料水
-

- 食物アレルギーによる健康危害防止のため、その原因となる特定原材料等を含まないものを備蓄します。
- 本市が備蓄している物資・資機材等については指定避難所へ配備を行います。
- 小・中学校体育館等の拠点的な機能を持つ避難所には、仮設トイレ、簡易間仕切り、非常用発電機、照明機器及びIP無線機・ケーブルテレビ等被災者による災害情報の入手に資する通信機器の整備を図ります。また、車椅子対応型仮設トイレ・暖房機器等要配慮者にも配慮した資機材の整備に努めます。
- 備蓄品の定期点検を実施し、適時補充・更新を行います。

2. 物資拠点の確保

- 中央防災会議幹事会が策定した「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（令和4年6月10日改定）」において、三重県は「重点受援県」として位置づけをされていることを踏まえ、発災4日目以降から想定されている国プッシュ支援や流通備蓄の調達、全国から寄せられる物資支援等に備え、その仕分けや配送の拠点としてクラギ文化ホール及び嬉野ふるさと会館を指定します。
- 円滑・確実に避難者へ届けるため、あらかじめ物資拠点として物流機能を持つ民間施設の借り上げを検討します。

3. 調達・供給体制の整備

- 避難者及び在宅等避難者に対し、円滑に食糧や生活物資等を提供できるよう、あらかじめ調達先の確認や更新を行い、供給体制について検討します。
- 大規模災害の場合、食糧の供給が必要な避難所が数多くなり、供給班の配送能力だけではまかないきれない事態が予想されるため、運送業者等との間に災害時における配送協定を締結する等円滑な配送体制を確立します。

[参考] 災害時における支援物資の受け入れ及び輸送等に関する協定

・令和4年9月12日佐川急便株式会社と災害協定締結。

大規模災害発生時の支援物資の管理及び避難場所への輸送等の災害支援について定めたもので、支援物資の受入れや輸送等が困難となる場合、佐川急便株式会社及びその協力会社が所有する倉庫の提供や輸送に関する支援を受けることにより、全国から送られてくる食糧及び生活必需品等の支援物資が円滑に避難所等へ輸送されることにより避難所生活の安定を図る。

◆市民の取り組み（自助）

- 水や食糧は最低3日分、可能であれば1週間分を備蓄しておきましょう。
- ローリング・ストック法を活用し上手に備蓄をしていきましょう。
- 年に1回は備蓄品の点検を行い、賞味期限が切れる前に買い足しをしておきましょう。

◆地域の取り組み（共助）

- 地域でも災害時に活用可能な資機材等を備蓄・確認しておきましょう。
- 地域の防災訓練等で資機材等の使用方法を確認しておきましょう。

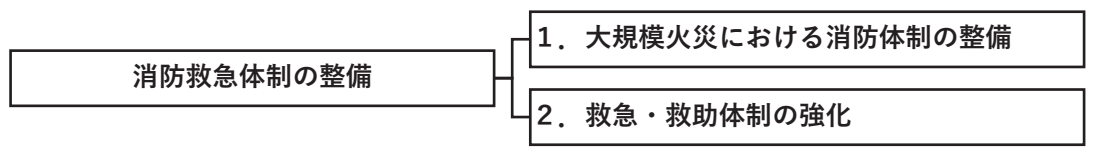
施策1 実効性のある防災体制の確立

1-1-12：消防救急体制の整備

◆市の取り組み（公助）

主体：消防団事務局

関係機関：松阪地区広域消防組合



▶ 行動計画の目標

- 災害時の消防・救急活動を迅速に行うための体制ができている。
- 市民は、初期消火や応急手当の対応が図れる。

▶ 具体的な取り組み

1. 大規模火災における消防体制の整備

(1) 防火管理者の育成

- 松阪地区広域消防組合消防本部は、常備消防力の強化に努めるとともに、講習会等を実施し、防火管理者の育成を図ります。
- 防火管理者の設置状況並びに防火対象物及び消防用設備等の維持・管理状況については、適時査察し指導します。

(2) 市民の防火意識の高揚

- 松阪地区広域消防組合消防本部は、講習会等を通じて、初期消火に関する知識及び技術の普及を図るとともに、市民の防火意識の高揚を図ります。

(3) 防災用資機材の備蓄

- 災害応急活動に必要な資機材を備蓄し、高度救出用資機材については、松阪地区広域消防組合消防本部において整備します。

(4) 応援・受援体制の整備

- 相互応援協定に基づく応援部隊の受援を円滑に行えるよう、体制を整備します。
- 緊急消防援助隊の要請を円滑に行えるよう、応援・受援体制を整備します。

2. 救急・救助体制の強化

(1) 救急体制

- 三重県広域災害・救急医療情報システム「医療ネットみえ」及び広域災害救急医療情報システム「EMIS」の活用により、医療機関との連携体制を確保するとともに、非常時におけるメディカルコントロール体制を充実強化し、救急救命士の指示及びプロトコルを確立します。
- 救急救命士の処置拡大を積極的に取り組み、救急救命士の高度化を図ります。

(2) 救助体制

- 大規模災害時に救助活動の中核となる救助体制を通常の消防力を超える事態に備え、救助需要の体制を含め、高度な救助体制を構築します。

(3) 市民の自主救護能力の向上

- 市民の自主救護能力の向上及び災害時救急医療活動の的確な実施のため、救命講習の開催、救急技術の普及活動に関する広報を推進します。

◆市民の取り組み（自助）

- 救命講習や地域の訓練へ積極的に参加しましょう。
- 住宅用火災警報器や消火器の設置等、防火対策に努めましょう。
- ガスコンロ等のそばを離れる時は必ず火を消しましょう。
- ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用しましょう。

◆地域の取り組み（共助）

- 消火器の取り扱い等、初期消火訓練を実施しましょう。
- 地域の防災訓練で応急手当やAED使用訓練をしましょう。
- 大規模災害時の避難場所を決めておきましょう。

◆施設・事業所の取り組み

- 火気使用設備や消防用設備の安全点検をしましょう。
- 防火管理者は消防法を遵守し、防火管理上必要な業務を行います。
- 危険物施設等の安全化に取り組みましょう。

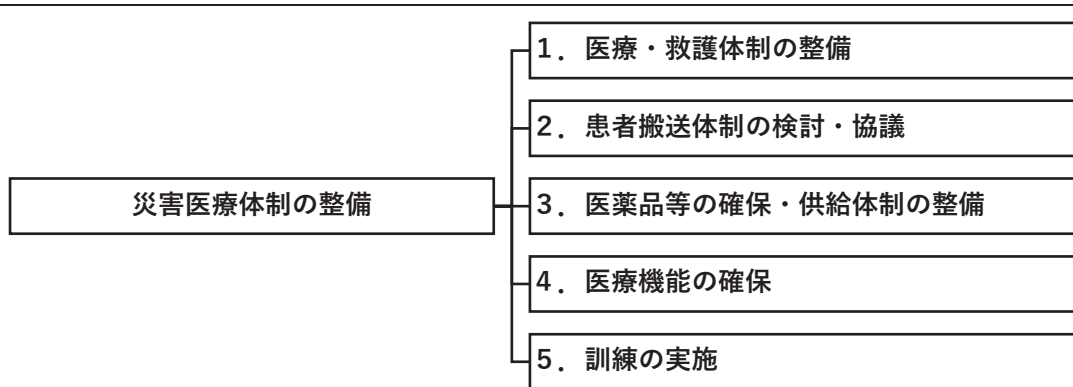
施策1 実効性のある防災体制の確立

1-1-13：災害医療体制の整備

◆市の取り組み（公助）

主体：健康福祉部，市民病院事務部

関係機関：松阪保健所，松阪地区医師会，松阪地区薬剤師会，松阪市歯科医師会，松阪地区広域消防組合，地域災害拠点病院



▶ 行動計画の目標

- 医師会、薬剤師会、歯科医師会及び医療機関等と連携し、災害医療体制が図れている。
- 医療品資源の確保のため、供給体制が図れている。

▶ 具体的な取り組み

1. 医療・救護体制の整備

- 医師会等の医療関係機関と協議して、災害時の医療救護に関する情報の連絡体制、及び災害時において救護所が設置された場合の医師、看護師、医療事務員、薬剤師等の配備体制等について定めるよう努めます。この場合、本市は救護所開設に必要な人員をあらかじめ関係機関と調整、確保します。
- 救護所の設置・運営、被災者ニーズの把握を行い、地域災害医療コーディネーターとの連携、県保健医療調整本部等との事前調整を行います。
- あらかじめ関係機関と協議し、施設の安全性、医療救護に必要なスペースの確保及び搬送の際の利便性等を考慮して、救護所の開設場所を定めます。この場合、診療所、学校等を指定する場合は当該施設管理者と協議します。
- 本市及び松阪地区広域消防組合は、応急救護所の設置、救護班の編成、出動について松阪地区医師会等と協議して計画を定めます。
- 災害時に発生する多くの負傷者を受け入れることが可能な市内の医療機関の状況について、平常時はもとより災害時においても的確に把握できるよう、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の利活用を推進します。

- 松阪市民病院、済生会松阪総合病院、松阪中央総合病院、松阪地区医師会・歯科医師会・薬剤師会等の医療機関との連携強化を図ります。
- 医療機関の被害も予想され、負傷者が多数で収容できない場合を想定し、あらかじめ応急救護所の設置、救護班の編成等について関係機関等で検討構築し、住民等への周知を図ります。
- 大規模災害時に医療関係者による適切な治療の優先度を判断するトリアージタグの標準化、保管方法、配布方法、救急隊員等への教育、研修等について関係機関等で検討し、迅速な医療体制の構築を図ります。

2. 患者搬送体制の検討・協議

- 市内の救護所や医療機関での対応が困難な重症患者が発生した場合に備え、救急車、ヘリコプター等を利用した患者搬送手段について、松阪地域災害医療対策協議会等の機会を活用し、県及び関係機関と協議・検討を進めます。
- 地域医療搬送のニーズの増大による搬送手段の不足に備え、患者等搬送事業者や福祉タクシー等、患者搬送の緊急度に応じた搬送手段の確保に努めます。

3. 医療品等の供給体制の整備

- 日頃より保健衛生用資機材等の備蓄に努めます。
- 他府県や他市町村からの援助物資の活用を図るため、その受け入れ体制及び供給体制の整備を図ります。
- 透析施設においては、人工透析に必要な医療資材や水の備蓄、災害時の調達方法について関係機関と事前調整を図ります。

4. 医療機能の確保

- 救急医療機関の保有する施設・設備については、停電時でも利用可能となるよう自家発電設備等の設備を促進します。

5. 訓練の実施

- 関係機関と連携し、災害時の情報伝達訓練や広域災害救急医療情報システム (EMIS) の入力訓練等を実施します。

ビジョン
編

行動
計画編

第1章

第2章

テーマ1
災害前

テーマ2
災害前

テーマ3
発災後

テーマ4
復興

第3章

第4章

第5章

テーマ1
担当分
担表
災害に強い松阪市をつくる「発災前にすべきこと」

◆市民の取り組み（自助）

- 救命救急講習や地域の訓練へ積極的に参加しましょう。
- 慢性疾患を持つ家族がある場合には、症状に応じた医薬品やお薬手帳、衛生材料等を準備しておきましょう。
- 生命維持装置を使用している家族がある場合には、予備のバッテリーや非常用電源を確保しておきましょう。

◆地域の取り組み（共助）

- 地域の防災訓練で応急手当やAED使用訓練をしましょう。

施策1 実効性のある防災体制の確立

1-1-14：関係機関との連携及び応援・受援体制の整備

◆市の取り組み（公助）

主体：防災対策課，全ての部・局

関係機関との連携及び応援・受援体制の整備

1. 地方自治体間の連携体制の充実

2. 防災関係機関の受援体制の整備

3. 指定地方公共機関等との連携体制の強化

▶ 行動計画の目標

- 関係機関との連携を図り、大規模災害を想定した受援体制ができている。

▶ 具体的な取り組み

1. 地方自治体間の連携体制の充実

- 災害応急対策の相互応援に関する協定及び消防相互応援に関する覚書等を締結している市町村との連携を強化するとともに、広域的な相互応援体制の推進に努めます。
- 災害時相互応援協定等に基づく他市町村からの応援が円滑に受け入れられるよう、受援調整担当や応援が必要な業務の抽出、派遣を要請する職種、宿営場所の候補地等、あらかじめ受援に必要な対策についてまとめた「受援計画」を策定します。

〔参考〕 県の取り組み

中央防災会議幹事会が策定した「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（令和4年6月10日改定）」において、三重県は「重点受援県」として位置付けられており、県では「三重県広域受援計画」（令和5年3月修正）を策定しています。

2. 防災関係機関の受援体制の整備

- 国・県等からの応援が円滑に受け入れられるよう、警察、消防、自衛隊等の展開、宿営場所、ヘリポート、救援活動拠点の候補地等、あらかじめ受援に必要な対策についてまとめた「受援計画」を策定します。
- 平常時から県等における訓練等に参加して、緊急時における連携体制の強化を図ります。

3. 指定地方公共機関等との連携体制の強化

- 平常時から緊急時に連絡すべき指定地方公共機関との連携に努めます。

- 緊急時の食糧等の調達及び緊急輸送並びに応急復旧等に関して、協定を締結し、災害時の連携体制の強化を図ります。（資料18「災害支援協定一覧」参照）

施策1 実効性のある防災体制の確立

1-1-15：ボランティアの受入体制等の整備

◆市の取り組み（公助）

主体：健康福祉部
関係機関：社会福祉協議会

ボランティアの受入体制等の整備

1. 災害ボランティアの育成・支援
2. 災害ボランティアの受入体制の整備
3. 災害ボランティアの派遣要請等の体制の整備
4. 災害ボランティアへの参画促進

▶ 行動計画の目標

- 「みえ災害ボランティア支援センター」と協力・協調し、ボランティアが円滑に活動できる体制ができている。

▶ 具体的な取り組み

1. 災害ボランティアの育成・支援

- 社会福祉協議会等の関係機関と協力して、平常時から災害ボランティア活動に関する情報の提供を行い、活動マニュアルの普及啓発を行います。
- 本市の実施する防災研修や訓練等への災害ボランティア活動への参加を促し、NPO・災害ボランティア団体等の支援を図ります。
- 災害ボランティアセンターを運営支援するボランティア等の人材育成を図るとともに、専門性をもったボランティアを育成します。

2. 災害ボランティアの受入体制の整備

- 災害ボランティア活動の中核的機能を担う「松阪市災害ボランティアセンター」において、市内外からのボランティア等の受入れや、ボランティア保険等の対応を行うために以下の必要な対策を図ります。
 - ① ボランティアセンターの開設の方策等
 - ② ボランティアの受付方法の整備
 - ③ 被災地の状況や支援活動のための情報提供等、ボランティアが参加しやすい体制づくり
 - ④ 松阪市社会福祉協議会等のボランティア関係団体との日常的な連携の推進及び関係の構築

3. 災害ボランティアの派遣要請等の体制の整備

- 災害ボランティアセンターを県域で後方支援を行う「みえ災害ボランティア支援センター」や県と協議して、専門ボランティアや一般ボランティア、ボランティアコーディネーター等の派遣体制の整備を図ります。

4. 災害ボランティアへの参画促進

- 災害ボランティア活動の広報・啓発等により、市民や企業の災害ボランティア等への参画を促進します。

◆市民の取り組み（自助）

- 災害ボランティア等への理解を深め、協力や参画をしましょう。

◆地域の取り組み（共助）

- 地域の受援力を高めるため、災害ボランティア等の受け入れを想定した訓練等しましょう。

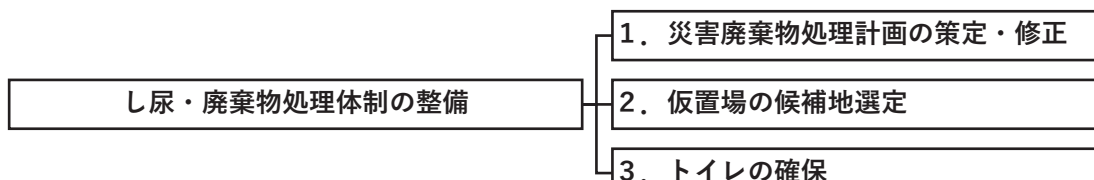
施策1 実効性のある防災体制の確立

1-1-16：し尿・廃棄物処理体制の整備

◆市の取り組み（公助）

主体：環境生活部，上下水道部

関係機関：松阪地区広域衛生組合



▶ 行動計画の目標

- 災害廃棄物の処理体制ができている。
- 災害時のトイレが確保できている。

▶ 具体的な取り組み

1. 災害廃棄物処理計画の策定・修正

- 本市は、大規模災害時に発生する廃棄物の種類や量を予測するとともに、それらの処理を迅速かつ適正に進めるために必要な事項について整理した「松阪市災害廃棄物処理計画（平成29年5月）」を策定しています。
- 今後は、職員への教育や訓練の実施を定期的に行い、訓練の課題等を踏まえ、必要な計画の修正を行います。

2. 仮置場の候補地選定

- 本市は、災害廃棄物等を一時的に集積するための仮置場候補地を選定します。

3. トイレの確保

- 本市は、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」をもとに、マンホールトイレの更なる整備や既存のトイレを活用する方法も含めたトイレの確保に努めます。
- 本市が備蓄を進めている携帯トイレ（凝固剤タイプ）を使用するにあたっては、既存の個室トイレの活用が有効であることから、日頃より市民や地域に周知・啓発を行います。

ビジョン
編

行動
計画編

第1章

第2章

テーマ1
災害前

テーマ2
災害前

テーマ3
発災後

テーマ4
復興

第3章

第4章

第5章

テーマ1
担当分
担表
災害に強い松阪市をつくる [発災前にすべきこと]

[参考] トイレ必要数

- ・南海トラフ [過去最大クラス] 1日後避難者数：約 32,000 人
- ・災害発生当初仮設トイレ必要数：避難者約 50 人当たり 1 基
- ・必要となるトイレ数：640 基（既存トイレの活用も含む。）

◆市民の取り組み（自助）

- 日頃より家庭でも携帯トイレ（凝固剤タイプ）を備蓄しておきましょう。
- 携帯トイレ（凝固剤タイプ）の使用訓練をしておきましょう。

◆地域の取り組み（共助）

- 携帯トイレ（凝固剤タイプ）の普及・啓発をしましょう。

施策1 実効性のある防災体制の確立

1-1-17：ペット救護体制の整備

◆市の取り組み（公助）

主体：環境生活部

ペット救護体制の整備

1. ペット同行避難への啓発

▶ 行動計画の目標

- ペットの同行避難に備え、平時からペットのしつけや迷子札等の装着、ペット用避難用具の備蓄等ができています。

▶ 具体的な取り組み

1. ペットの同行避難への啓発

- ペットの飼い主は、同行避難することを想定して、平時からペットのしつけや健康管理を行うとともに、飼い主の連絡先を記載した迷子札等の装着、水や餌等のペット用避難用具の常備等に努めます。
- 本市は、公益社団法人三重県獣医師会松阪多気支部と協力し、ペットの飼い主に対し、同行避難することを想定し、平時からペットのしつけや健康管理、飼い主の連絡先を記載した迷子札等の装着、水や餌等ペット用避難用具の備蓄等に努めるよう啓発を行います。
- 本市は、避難所におけるペット受入時のルールを設定するとともに、関係機関と連携し、あらかじめ飼い主等に対し周知するよう努めます。

2. ペット同行避難所の指定

- ペットの負傷や衰弱等の防止、避難者の心のケア、迅速な避難のため、台風等の風水害に備え、ペット同行避難所として三十三銀行アリーナを指定します。
- ペット同行避難所の指定にあたっては、屋内にペットを収容することを想定し、一般避難者のために開設しておらず、かつ、洪水や土砂災害の危険性が低い場所を選定します。

◆市民の取り組み（自助）

- 同行避難することを想定して、平時からペットのしつけや健康管理を行いましょ
- 平時からペットのしつけや健康管理、飼い主の連絡先を記載した迷子札等の装着、水や餌等ペット用避難用具の備蓄等をしましょ。

施策1 実効性のある防災体制の確立

1-1-18：災害時の空地の利用管理計画の策定

◆市の取り組み（公助）

主体：防災対策課，全ての部・局

災害時の空地の利用管理計画の策定

1. 利用可能空地の把握及び管理体制の整備

▶ 行動計画の目標

- 災害応急対策に活用する空地の候補地を定めている。

▶ 具体的な取り組み

1. 利用可能空地の把握及び管理体制の整備

- 災害時に活用可能な公有地(必要に応じて私有地も含む。)を以下の利用のために、各対策担当部所管の利用可能な土地情報を収集し、車両等のアクセス、使用時の管理等も考慮し、あらかじめ候補地の精査を行います。
- 必要に応じて配置計画を策定します。

[災害時の空地の利用目的]

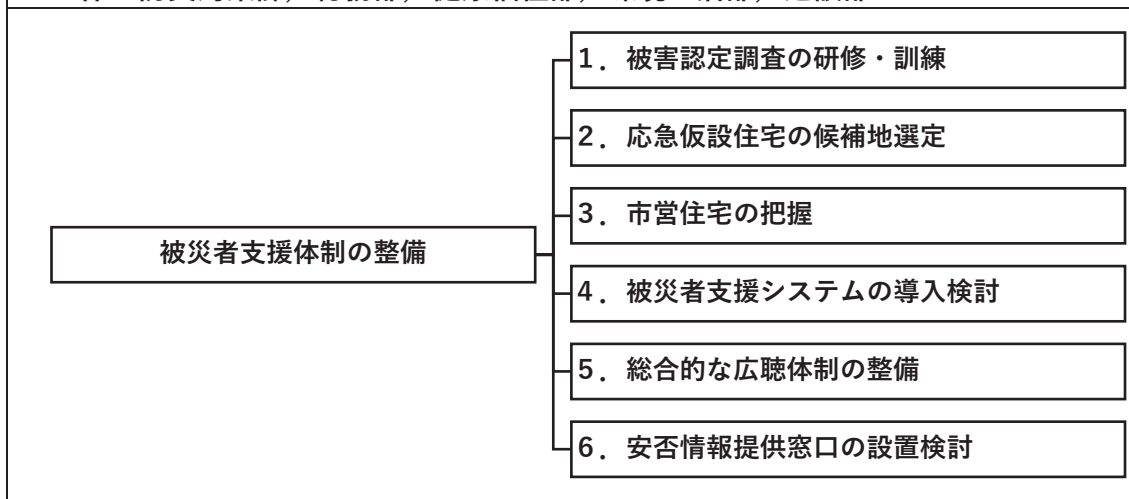
- ① ライフライン機関を含む防災関係機関の応急対策資材置き場
- ② 応急対策車両等の駐車場
- ③ 避難空間
- ④ 応急仮設住宅建設用地
- ⑤ 災害廃棄物（がれき、ごみ等）の一時集積場所
- ⑥ 救援物資置場 等

施策1 実効性のある防災体制の確立

1-1-19：被災者支援体制の整備

◆市の取り組み（公助）

主体：防災対策課，総務部，健康福祉部，環境生活部，建設部



▶ 行動計画の目標

- 被害認定調査が円滑にできる体制ができている。
- 仮設住宅の候補地選定や、市営住宅等の把握等、災害後の住宅対策を定めている。

▶ 具体的な取り組み

1. 被害認定調査の研修・訓練

- 被災時に的確に実施することができるよう、日頃から県と連携を図り、訓練及び研修を実施します。
- 建設候補地の選定にあたっては三重県地震被害想定（平成26年3月）における過去最大クラスの南海トラフ地震による中期的住機能支障（世帯）（パターンE）戸数である1,574戸分を目標とします。

目標とする候補地確保面積 = 1,574 戸 × 100 m² / 戸 = 157,400 m²

2. 応急仮設住宅の候補地選定

- 市有地等公有地を基本に、また被災者が相当長期にわたり居住することも考慮し、保健衛生、交通、水道、教育等立地条件を勘案の上選定することとし、あらかじめ建設候補地の抽出及び精査をしておくものとします。

(建設候補地一覧)

令和4年12月末時点

地名等	地番	面積 (㎡)	建設戸数 (想定)
総合運動公園 (芝生広場)	松阪市山下町 111	7,000	70
総合運動公園 (多目的広場第1)	松阪市山下町 111	8,000	80
総合運動公園 (多目的広場第2)	松阪市山下町 111	2,000	20
中部台運動公園 (芝生広場)	松阪市立野町 1370	15,000	150
中部台運動公園 (第二駐車場)	松阪市立野町 1370	8,000	80
松阪公園グラウンド (竹輝銅庵 CHIKKIDOUAN モーモースタジアム)	松阪市殿町 1540-25、26 外	9,000	90
小阿坂運動公園	松阪市小阿坂町 3151	5,000	50
鈴の森公園	松阪市外五曲町 1-1	7,000	70
広陽公園	松阪市広陽町 21-1	10,000	100
広陽2号公園	松阪市広陽町 50	3,000	30
東公園	松阪市東町 66-4	9,000	90
阪内川スポーツ公園	松阪市阿形町 819	12,200	122
嬉野グラウンド	松阪市嬉野権現前町 451-4 外	8,000	80
旧中郷小学校グラウンド	嬉野宮野町 43-5	3,000	30
山村広場(飯南グラウンド)	飯南町粥見 5480-7	6,000	60
旧川俣小学校グラウンド	飯高町粟野 471 外	3,000	30
合計		115,200	1,152

※100㎡/戸想定

3. 市営住宅の把握

- 被災者が、早期に避難所生活を脱し通常の生活に戻れるよう市営住宅や空き家の把握に努め、被災者の住居としてあっせんできるような体制を平常時から整備するよう努めます。

4. 被災者支援システムの導入検討

- テーマ1「1-1-1：防災体制の整備と強化 8. 防災情報・被災者支援システム」に準じます。

5. 総合的な広聴体制の整備

- 本市は、市民からの問合せや相談等に対応するため、あらかじめ各種の相談窓口や電話相談センター等の広聴体制の整備を図ります。
- 整備にあたっては、相談窓口の設置場所や担当課をあらかじめ定めるとともに、被災者の多様なニーズに対応するため、専門家による総合的な広聴体制を整備します。
- 専門家等の派遣を要請すべき専門団体及び専門機関を把握するとともに、災害時における専門家の派遣協定の締結等を図ります。

6. 安否情報提供窓口の設置検討

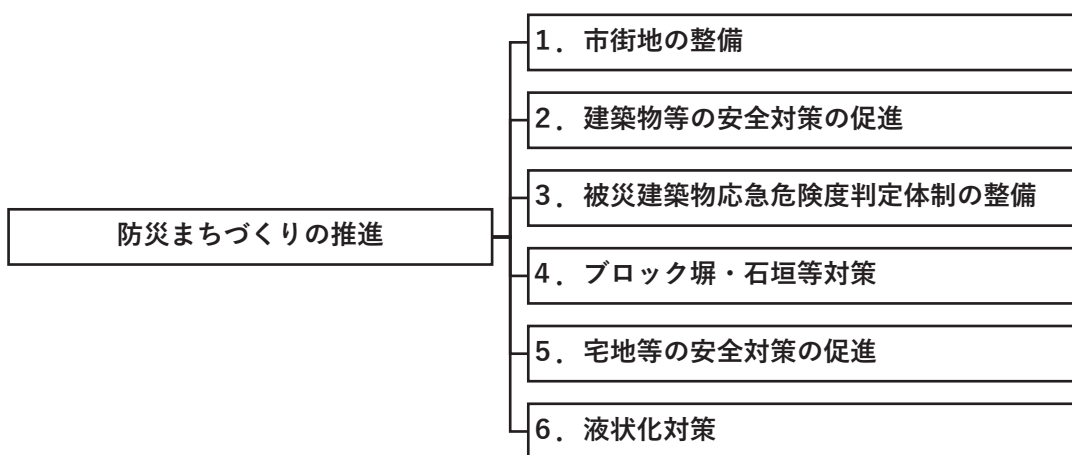
- 災害発生時に被災者の安否に関する情報について照会があった場合、照会者に対する回答を行う体制について平時より検討します。

施策2 災害に強い都市構造の形成

1-2-1：防災まちづくりの推進

◆市の取り組み（公助）

主体：防災対策課，建設部



▶ 行動計画の目標

- 建築物等の安全対策ができている。
- 被災建築物応急危険度判定体制ができている。

▶ 具体的な取り組み

1. 市街地の整備

- 密集市街地の防災力向上を図るため、生活道路等の都市基盤の確保を誘導する等市街地の適切な更新を促進するほか、市民の理解と協力を得て防災機能及び良好な居住環境の確保に努め、地域に応じた健全な市街地の創出と防災機能の充実を図ります。
- 建築物の耐火化を誘導するため、防火地域及び準防火地域等の「地域地区制度」の活用を図ります。この場合、防火地域は、高度利用を図る地域、主要な避難路（延焼遮断帯）の沿道で不燃化を促進する必要がある地域等において指定に努めます。

2. 建築物等の安全対策の促進

- 本市においても、これまでの耐震化施策の取り組み等を引き続き実施していくとともに、法改正等の趣旨を鑑み、国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」や「三重県建築物耐震改修促進計画」との整合を図りつつ、「松阪市耐震改修促進計画」の中で住宅・公共建築物等の耐震化、不燃化の促進について一層促進をしていくものとします。
- 特定天井をはじめとした公共建築物の非構造部材の補強を進めます。
- 補助制度を創設し、既存不適格の木造住宅の耐震化を促進します。

〔参考〕松阪市耐震改修促進計画（令和4年4月1日）による耐震化支援制度

- ・ 避難路沿道建築物耐震診断事業費補助金
- ・ 避難路沿道建築物耐震改修等事業費補助金
- ・ 木造住宅無料耐震診断
- ・ 松阪市木造住宅耐震補強等事業費補助金（補強工事・除却）
- ・ 松阪市木造住宅耐震補強設計補助金

〔解説〕建築物の耐震化

阪神・淡路大震災では新耐震基準以前（昭和56年5月以前）に建築された建築物に被害が集中し、それらの建築物が集積した地域等では住宅等の倒壊や道路の閉塞、火災の拡大を招き、地震被害を拡大させました。

国では「東海地震、東南海・南海地震に関する地震防災戦略（平成17年3月）」において住宅や建築物の耐震改修を最重要課題とし、緊急かつ最優先に取り組むべきとされ、また、中央防災会議で決定された「建築物の耐震化緊急対策方針（平成17年9月）」に、住宅や建築物の耐震化が「社会全体の国家的な緊急課題」として位置づけられました。

平成25年11月には大規模な地震に対する安全性の向上を一層促進するため、耐震改修促進法が改正され、不特定多数の者が利用する大規模建築物や耐震改修促進計画において位置づけする避難路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断義務化とその結果の公表等が規定されています。

3. 被災建築物応急危険度判定体制の整備

- 県が実施する建築士等を対象とした被災建築物応急危険度判定士養成講習会に協力し、被災建築物応急危険度判定士の養成に努めます。
- 三重県建築物震後対策推進協議会に参加し、応急危険度判定制度の実施体制の整備を図ります。
- 本市が被災建築物応急危険度判定実施本部を設置した場合における当該実施本部、県が設置する被災建築物応急危険度判定支援本部及び災害対策本部と判定士等との連絡調整を行う応急危険度判定コーディネーターの確保に努めます。
- 判定方法、判定技術者の権限、身分保証、派遣要請等について、行政庁間で相互に緊密な連携を取るとともに、判定制度の住民への周知に努めます。

4. ブロック塀・石垣等対策

- ブロック塀については、正しい施工方法及び既存のものへの補強の必要性について啓発を行います。
- 築造時には建築基準法等による基準が遵守されるよう建築確認窓口等において指導等を行います。

- 平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震で通学途中の児童がブロック塀の倒壊によって犠牲になった教訓を踏まえ、平成30年11月より令和3年12月までの期限付きで、道路等に面する危険ブロック塀に対して除却のための補助制度を創設し、啓発・指導の中で制度の周知、活用の促進に努めました。

5. 宅地等の安全対策の促進

- 一定の宅地造成工事は、都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定により、市長の許可が必要であるので、その審査及び検査の手続において工事の内容を十分監督し、宅地災害の防止のための安全な宅地となるよう指導します。
- 定期的に宅地防災パトロールを実施するとともに、必要に応じて住民からの情報に基づく調査を行います。その結果、必要な場合には、改善等の適切な対応を行います。
- がけ地崩壊等により市民の生命に危険を及ぼすおそれのある箇所に残る危険住宅の移転を促進するため、がけ地近接等危険住宅移転事業の実施に努めます。

6. 被災宅地危険度判定体制の整備

- 宅地（擁壁、法面等を含む。）が大規模かつ広範囲に被災した場合、二次災害を防止し市民の安全を確保するため、被災宅地の危険度判定を実施することが重要であることから、被災宅地の危険度を判定する「被災宅地危険度判定士」の養成及び登録に協力するとともに、県及び三重県建築物震災後対策推進協議会と連携し、実施体制等の整備を推進します。

7. 液状化対策

- 地震時に発生する地盤の液状化については、地震災害対策の重要な事項であり、地盤の液状化危険度調査を実施、その結果を「三重県地震被害想定調査」（平成26年3月）に取りまとめられています。
- 南海トラフ地震に係る「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定される等、地盤の液状化による被害が懸念されることから最近の科学的知見の提示や基礎データの蓄積を踏まえ、さらに詳細な地盤データ等に基づく液状化危険度の検討を行います。
- 公共・公益施設の管理者は、施設の設置にあたり地盤改良等による被害を防止する対策等を適切に実施するほか、大規模開発にあたっては関係機関と十分な連絡・調整を図る。個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等について啓発を図ります。

◆市民の取り組み（自助）

- 昭和56年5月以前に建築された木造住宅の耐震化に努めましょう。
- 住宅の家具の転倒や移動防止をしておきましょう。
- 住宅の窓ガラスには飛散防止フィルムを貼っておきましょう。

◆地域の取り組み（共助）

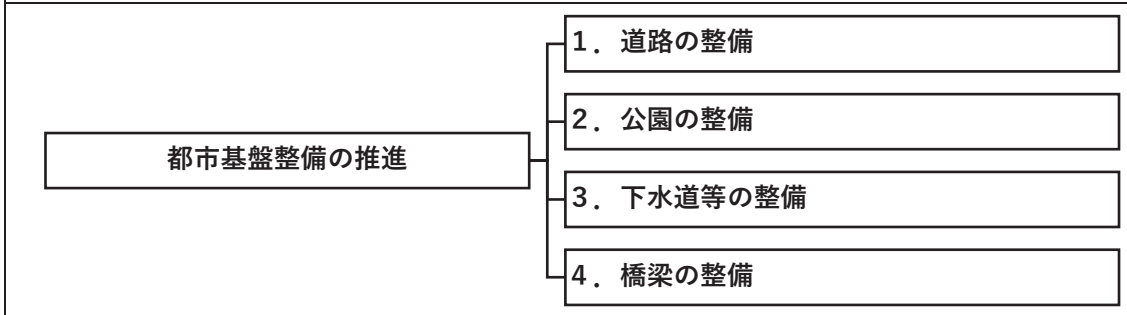
- 耐震化を促進するための啓発に取り組みましょう。
- 住宅の家具の転倒や移動防止のための支援や啓発に取り組みましょう。

施策2 災害に強い都市構造の形成

1-2-2：都市基盤整備の推進

◆市の取り組み（公助）

主体：建設部，上下水道部



▶ 行動計画の目標

- 災害に強い都市基盤ができている。
- 松阪市総合運動公園が、自衛隊及び警察の活動拠点として整備できている。

▶ 具体的な取り組み

1. 道路の整備

(1) 道路ネットワークの整備

- 市域の主要道路ネットワークを形成する幹線道路の整備を推進します。
- 国道、県道等の広域幹線道路は、国、県等に要望し、整備の推進を図ります。
- 幹線道路は、避難路や緊急輸送等の機能がある道路として、重点的に整備を推進します。
- 災害時の避難活動や緊急輸送に支障をきたす道路の狭隘（きょうあい）部は、拡張整備による改良に努めます。

(2) 道路の排水対策

- 降雨又は溢水（いっすい）による道路面の流出防止、法面侵食、崩壊等を防止するため、側溝等道路の排水施設を整備します。
- 道路を良好な状態に保つため、平時から点検補修や清掃等の維持管理に努めます。

(3) 落石防止対策

- 落石等の道路災害の発生を防止するため、危険箇所に落石防止のための落石防止柵、法面保護等の整備を推進します。

(4) 災害応急対策の準備

- 本市の管理する道路、橋梁等に被害が発生した場合の応急復旧に必要な人員、資材の確保等について、建設業者等の関係機関と協定を締結して、緊急時に即応できる体制を整備します。

2. 公園の整備

- 災害時における緊急避難場所及び延焼を防止するオープンスペースとしての役割を果たすため、公園についてその配置と規模、特に市街地大火災による輻射熱から安全な有効面積を確保する等、防災効果の高い公園の整備に努めます。
- 松阪市総合運動公園については「三重県広域受援計画」において自衛隊及び警察の活動拠点と位置づけられていることから、積極的に防災対策を推進します。

3. 下水道等の整備

- ポンプ場、処理場、幹線管渠（かんせんかんきょ）等の主要構造物は、災害に耐えられる構造にするとともに、管渠の点検を行い、現状を把握し、不良部分については、清掃、浚渫（しゅんせつ）、補修及び改良に努め、風水害等による機能の麻痺を最小限にとどめます。
- 震災時においても、管渠、ポンプ場及び処理施設等の機能を保持するため、施設の構造強化対策と施設のネットワーク化、補完施設の整備等を進めます。
- 公共下水道管理者は、下水道の機能を最低限維持するとともに、施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため、次の措置を講じることとします。

(1) 施設の耐震性強化及びバックアップ施設の整備

- 下水道施設の施工にあたっては十分な耐震性を有するよう努めるとともに、自家発電装置や設備の二元化等災害に強い下水道の整備を図ります。

(2) 管理図書の整備

- 被害状況を的確に把握し、迅速かつ円滑な応急復旧活動を行うため、施設管理用図書の整備、保管を図ります。

(3) 下水の仮排水及びし尿の応急処理

- 管渠の損壊等による汚水の滞留に備え、バキューム車・高圧洗浄機等を保有の関係業者との連携による応急体制の確保、また、下水道直結式トイレ用のマンホール設置について関係各課と連携し整備に努めます。

(4) 非常時の協力体制

- 施設の点検、復旧要員の確保を図るため、県及び近隣市町等と相互応援体制を整備します。

4. 橋梁の整備

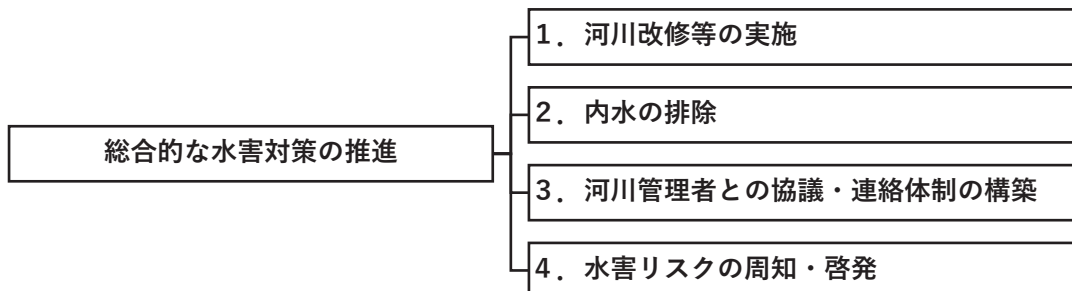
- 橋梁の新設、拡張にあたっては、耐震性を十分に配慮して整備を図ります。
- 市街地や主要路線上の老朽橋及び耐荷力の不足している橋梁については、補修等の整備に努めます。

施策2 災害に強い都市構造の形成

1-2-3：総合的な水害対策の推進

◆市の取り組み（公助）

主体：防災対策課，産業文化部，建設部，上下水道部



▶ 基本的な考え方

- 気候変動による降雨量の増加等が懸念されることを踏まえ国土交通省から「気候変動を踏まえた水害対策のあり方～あらゆる関係者が流域全体で行う持続可能な「流域治水」への転換～」が答申されました。
- 答申では、近年の水災害による甚大な被害を受けて、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える水防災意識社会の再構築を一步進め、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う、流域治水への転換を推進し、防災・減災が主流となる社会を目指すとしています。
- 計画・基準類の見直しとしては、過去の降雨や潮位の実績に基づいた計画を、気候変動による降雨量の増加、潮位の上昇などを考慮した計画に見直すことなどが必要であるとしています。また、従来のような河川、下水道、砂防、海岸等の管理者が主体となって行う治水対策に加え、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域としとらえ、流域全体の関係者全員が協働して対策に取り組む『流域治水』への転換を提案しています。
- 流域治水の施策をソフト・ハード一体で多層的に進めていきます。
- また、市総合計画に掲げる10年後の目標として「総合雨水対策による床上浸水被害ゼロ」を掲げており、中小河川の改修や市街地の雨水対策を総合的に進めることにより、浸水被害から市民を守るとともに、安全・安心な生活の確保に向けて取り組みを進めます。

▶ 行動計画の目標

- ソフト・ハード対策を一体的・計画的に推進し、実効性のある水害対策ができていく。

▶ 具体的な取り組み

1. 河川改修等の実施

(1) 河川改修事業

- 本市には、櫛田川、雲出川をはじめ、金剛川、阪内川、三渡川等を主とする大小の河川が流れており、これまでも各河川管理者が流域調査を実施し、水資源の確保や洪水から市民の安全を確保するために未改修河川の整備を進め、河川流量抑制のため調整池の整備を行い、危険箇所の解消を推進してきました。また、都市部の雨水排水路については、下水道計画による断面不足水路の改修を順次進めています。
- 道路、橋梁等の被害防止、又は被害の誘因となるものの排除等維持補修に努めるものとします。
- 森林や里山の保全を図るとともに、雨水の地下浸透等、水の循環を考慮した事業を推進し、河川水量の確保を図ります。
- 河川流域を水害等から防御するため、必要な築堤、護岸工事等を各管理者において計画的に推進していくものとします。

(2) 河川改良事業

- 本市は、蛇行河川が多いこともあり、必要な改良、維持及び改修を実施していきます。

2. 内水の排除

- 下水道雨水排水計画等に基づき災害時の排水対策も十分配慮して順次実施します。
- 湛水防除のため設置している排水機場の整備点検を指導し、老朽化等により能力の低下したものについては、新設、改修工事を実施するよう努めます。
- 洪水吐、樋門等で各落方式によるものは、洪水時に操作が可能となるよう指導します。

3. 河川管理者との協議・連絡体制の構築

- 住民の避難に資する適切な水位設定のため、必要に応じて河川管理者と協議をします。
- 災害対策基本法第61条の2に基づく技術的助言・連絡体制について、平時よりホットラインを構築する等、連携の強化に努めます。
- 県と協力し、三渡川、百々川、名古屋川、愛宕川流域の浸水原因やメカニズムを究明し、浸水対策を行います。
- 三重河川国道事務所、津地方气象台、県及び関係市町で構成する流域治水協議会が策定した流域プロジェクトに基づき、流域全体で被害を軽減させる治水対策を実施していきます。

4. 水害リスク情報の周知・啓発

- 本市は、洪水に伴う浸水想定区域の周知、また洪水等に伴う被害を最小限にとどめるため、洪水ハザードマップの作成・更新を行います。特に、水防法の改正に伴い最大想定規模の洪水浸水想定区域が公表された場合、速やかに洪水ハザードマップの作成を行い、対象地区へ配布していきます。
- 洪水ハザードマップには、浸水想定区域のほか、退避先、避難情報の伝達方法、気象情報等、避難情報等に関する事項、避難時の心得、水害に備えた心構え等を掲載し、市民に広報紙、市ホームページ等で周知します。
- 洪水ハザードマップを活用して地域ごとに避難の方法、避難経路等について事前に確認しておくことも同時に周知していきます。
- 水防法第15条の11の規定により、河川管理者からの情報提供・助言を受けつつ浸水実績等の調査・把握を行い、浸水実績等を活用して浸水実績図を作成し、水害リスク情報の周知に努めます。
- 新たな浸水実績に係る情報が得られた場合等、必要に応じて、浸水実績図の周知内容の追加・見直しを行います。

◆市民の取り組み（自助）

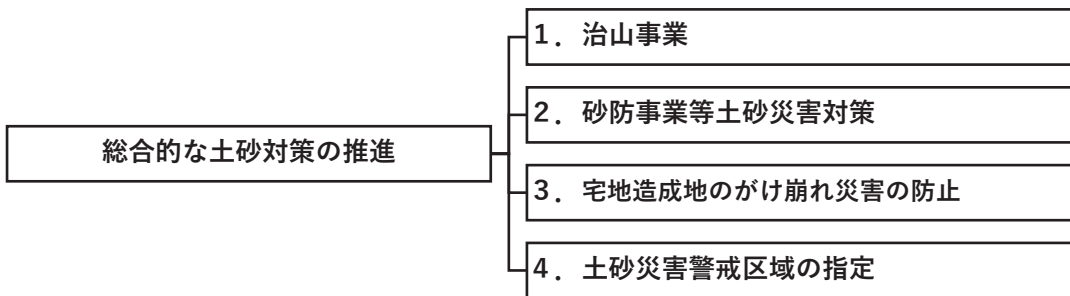
- 日頃より洪水や土砂災害ハザードマップを確認し、いざという時にどこを通過してどこへ避難するかを検討しておきましょう。
- 自分が住んでいる地域の過去の災害履歴を知っておきましょう。
- 側溝や排水桝等の清掃をしておきましょう。

施策2 災害に強い都市構造の形成

1-2-4：総合的な土砂災害対策の推進

◆市の取り組み（公助）

主体：防災対策課，産業文化部，建設部



▶ 行動計画の目標

- 土砂災害警戒区域に指定された区域について、土砂災害ハザードマップを作成・配布ができています。
- 土砂災害警戒区域に指定された区域に要配慮者施設がある場合は、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達手段が整備されている。

▶ 具体的な取り組み

1. 治山事業

- 山腹崩壊地、荒廃山地を復旧整備し、災害の防止、軽減を図る治山事業の実施を県に要請していきます。
- 本市には県が指定する山地に起因する災害危険地区があり、こうした危険地区に山地防災機能を強化する保安施設の整備、災害防止機能の高い森林の整備等の一体的な事業の実施を県に要請していきます。
- 森林は雨水の自然調整池機能という一面を持っているため、官民有林の保全及び整備計画の策定を検討します。

2. 砂防事業等土砂災害対策

- 土砂災害警戒区域等の周知や警戒避難体制の確立等のソフト面の対策を含めた総合的な土砂災害対策の推進を図ります。
- 本市では、土砂災害警戒区域等にかかる安全対策のため、砂防堰堤を設置する砂防事業の実施を県に要請し予防措置を講じます。

3. 宅地造成地のがけ崩れ災害の防止

- 梅雨期及び台風期に備え、地域住民及び開発事業者に注意を促し、必要な防災対策を講じさせるため、宅地防災月間に合わせた巡視活動の展開等、必要に応じて現地で適切な指導を行います。
- 三重県建築基準条例で規定する崖に近接して建築する住宅等については、住環境基準を満足する安全な建築物となるよう指導審査を行います。

4. 土砂災害警戒区域の指定

- 土砂災害警戒区域に指定された区域について、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、円滑な警戒避難が行われるために必要な事項を住民に周知するため、下記の事項を記載した土砂災害ハザードマップを作成・配布し、必要な措置を講じます。
 - ① 退避先・指定避難所・地区避難所の場所
 - ② 上記避難所等の土砂災害警戒区域の指定の状況
 - ③ 避難情報等の発令基準
 - ④ 気象情報及び異常現象並びに避難情報等の住民への周知方法
 - ⑤ 土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒判定メッシュ情報
 - ⑥ その他必要事項
- 要配慮者が利用する病院、老人ホーム等の施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、これら施設に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めます。

〔解説〕土砂災害警戒区域

土砂災害の発生するおそれのある危険箇所は、新たな宅地開発等とあいまって増加する傾向にあります。そのため、土砂災害防止工事等のハード対策と併せて、危険性のある区域を明らかにした上で、警戒避難体制の整備や新規住宅等の立地抑制等のソフト対策を充実させていくことが重要であり、このため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）が公布されました。

この法律に基づき、県は、本市の意見を聴いて、土砂災害のおそれのある区域を「土砂災害警戒区域」に指定します。

◆市民の取り組み（自助）

- 土砂災害ハザードマップの確認をしておきましょう。
- あらかじめ避難経路、安全な場所等の確認をしましょう。
- 土砂災害に避難訓練に参加しましょう。

◆地域の取り組み（共助）

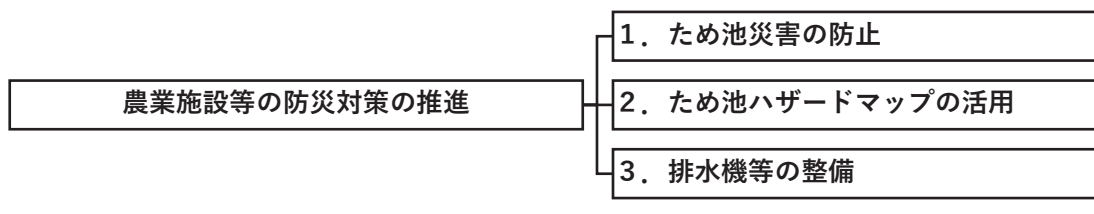
- 危険箇所の巡視をしましょう。
- 避難訓練の実施をしましょう。

施策2 災害に強い都市構造の形成

1-2-5：農業施設等の防災対策の推進

◆市の取り組み（公助）

主体：産業文化部



▶ 行動計画の目標

- ソフト・ハードの両面から農業施設等の防災対策ができています。

▶ 具体的な取り組み

1. ため池災害の防止

- 災害に対してため池施設を保護するとともに、ため池の決壊によるため池災害を防止するため、防災重点ため池を中心に、ため池等整備事業により計画的に改修し、災害の発生を防止します。
- ため池の管理責任者に次の事項を行うよう指導するとともに、梅雨期及び台風期には、注意を促し、緊急時に迅速な措置を講じられるように連絡体制を確立します。
 - ① 余水吐よすいばきの整備、堤体の補強
 - ② 用水に支障のない程度で貯水を減水
- ため池の存廃等について、関係各々が協議し、水害時における効用、消火自然水利としての活用、廃止時の宅地化等に対する指導等を検討したうえで決定します。

2. ため池ハザードマップの活用

- ため池の決壊に伴う浸水想定区域の周知、また被害を最小限にとどめるため、ため池ハザードマップの作成及び周知を行います。
- 今後はため池ハザードマップを活用し、避難訓練の実施や避難場所の見直しを行います。

3. 排水機等の整備

- 農地等の湛水たんすい被害を除去するため設置されている排水機場の整備点検を指導し、非常時にも安定した稼働が行えるよう自家発電設備などの整備を図るとともに、老朽化等により能力の低下したものについては、新設、改修工事を実施するよう努めます。

- 洪水吐、樋門等（こうずいばき ひもん）で各落方式によるものは、洪水時に操作が可能となるよう指導します。

4. 漁港施設、漁港海岸施設の整備

- 老朽化等により機能の低下の恐れがある漁港、漁港海岸施設については、漁港機能保全計画に基づき整備を進めています。

◆市民の取り組み（自助）

- ため池ハザードマップを確認しておきましょう。

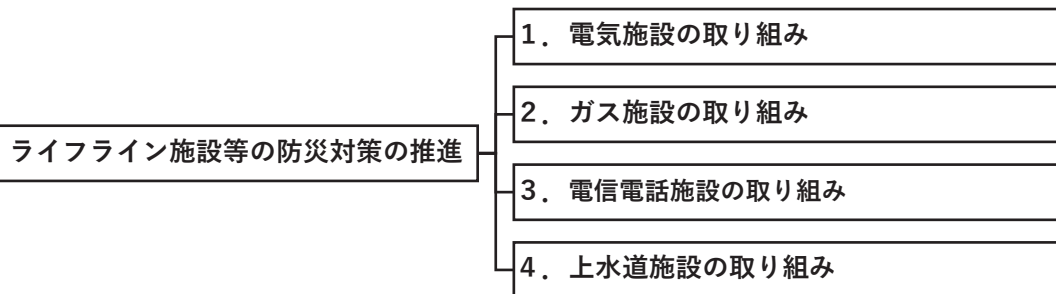
施策2 災害に強い都市構造の形成

1-2-6：ライフライン施設等の防災対策の推進

◆市の取り組み（公助）

主体：上下水道部

関係機関：中部電力パワーグリッド株式会社，東邦ガス株式会社，
西日本電信電話株式会社



▶ 行動計画の目標

- ライフライン施設等を管理する関係機関の定める防災業務計画との整合を図り、当該施設等の防災体制ができている。

▶ 具体的な取り組み

1. 電気施設の取り組み（中部電力パワーグリッド株式会社）

- 電気設備の災害防止については、平常時から保安規程をはじめ関係諸規程に基づき、計画的に巡回点検、測定等を実施し、各設備の維持管理、改良を行うほか、変電所等の施設にはそれぞれ保護装置を整備し、突発事故の発生を防止します。
- 一般予防対策、突発事故防止対策等については、中部電力パワーグリッド株式会社防災業務計画に基づき各対策を実施します。

2. ガス施設の取り組み（東邦ガス株式会社）

- ガス施設については、災害の発生を未然に防止し、災害が発生した場合、その被害を最小限にとどめるため、平常時から防災施設、ガス工作物の設置及び維持管理を行い、あわせて防災に関する教育訓練及び防災知識の普及を実施します。
- 一般予防対策、突発事故防止対策等については、東邦ガス株式会社防災業務計画に基づき各対策を実施します。

3. 電信電話施設の取り組み（西日本電信電話株式会社）

- 電気通信設備については、災害による故障の発生を未然に防止し、災害による故障が発生した場合、電気通信設備及び回線の復旧を迅速かつ的確に行い、通信サービスの確保を図ります。

- 一般予防対策、突発事故防止対策等については、西日本電信電話株式会社防災業務計画に基づき各対策を実施します。

4. 上水道施設の取り組み

(1) 基本方針

- 災害により上水道施設に被害が発生しても給水が可能となるように、重要施設の2系統化、巡視点検体制及び復旧支援体制の強化を図ります。
- 老朽施設の更新、改良及び配水管等の更新を、水道事業基本計画に基づき、優先順位をつけて計画的に実施します。
- 道路の掘削事故等の防止のため、関係機関や他のライフライン事業者との緊密な連絡体制を確立するとともに、工事業者等に対する事故防止のための対策及び教育の徹底を指導します。

(2) 取水、導水、浄水、送水施設等の点検・強化

- 代替施設を有しない取水、導水、浄水、送水施設等について、災害時のバックアップ及び日常の定期点検、補修を容易にするため、その施設の重要性を考慮して、優先順位をつけて計画的に2系統化を図ります。
- 取水、導水、浄水、送水施設等について、これらの施設に付属する各機器の巡視点検及び整備を徹底し、特に送水ポンプ設備の巡視点検及び整備、電気配線経路の巡視点検及び整備、制水弁等の作業状況の点検に留意します。

(3) 配水施設の整備

- 配水施設について、配・給水管等が破損した場合の復旧支援体制及び給水不能時における応急給水用貯水量の確保のため、災害の発生が予想されるときは、各配水池を満水にするようにし、応急給水用貯水量の確保に努めます。

(4) 停電対策

- 浄水場等の基幹施設への電力受電は、計装設備等の保安電源として、非常用自家発電機と無停電電源装置を設置します。

(5) 災害時の活動体制の強化

- 災害時の活動を円滑に行うため、各施設の増強と巡視点検を行い、緊急出動体制の確保のため、状況に応じて無線付緊急自動車等を配置します。
- 図面管理を充実し、徹底するとともに、図面保管場所の被災等の事態に備えて分散管理します。
- 災害時の被害情報、復旧情報等を集中的に管理し、迅速かつ効率的な復旧活動を支援するシステムの構築を図ります。

ビジョン
編

行動
計画編

第1章

第2章

テーマ1
災害前

テーマ2
災害前

テーマ3
発災後

テーマ4
復興

第3章

第4章

第5章

テーマ1
担当分担表
災害に強い松阪市をつくる
「発災前にすべきこと」

◆市民の取り組み（自助）

- 日頃から停電や断水に備えましょう。

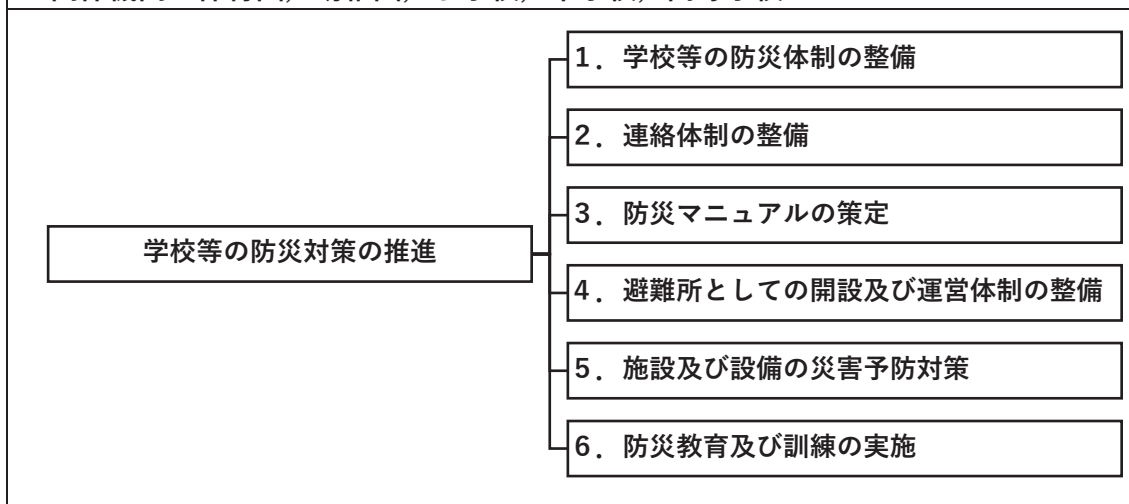
施策2 災害に強い都市構造の形成

1-2-7：学校等の防災対策の推進

◆市の取り組み（公助）

主体：健康福祉部，教育委員会事務局

関係機関：保育園，幼稚園，小学校，中学校，高等学校



▶ 行動計画の目標

- 学校等の防災体制の充実が図れている。
- 避難所としての収容スペース、避難者の入室禁止場所等があらかじめ区分されている。
- 避難時の心得等の防災教育ができています。

▶ 具体的な取り組み

1. 学校等の防災体制の整備

- 学校等の教職員の参集、活動、避難所の開設・運営に係る体制等について、PTA、住民自治協議会、自主防災組織、本市等を含めて、あらかじめ協議し、各学校等の防災計画や防災マニュアル等を定めます。
- 市立学校においては、学校の管理運営に関する規則に基づく学校警備防災計画及び消防法に基づく消防計画の定めるところにより、児童等の安全確保のための避難訓練を実施し、災害に対処するものとします。
- 災害発生が予想される場合の休校その他の措置については、あらかじめ教育委員会等において基準を示し、その基準により決定するものとし、必要なときは各学校長と協議の上決定します。
- 水防法に基づく浸水想定区域または土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域に位置する学校等については避難確保計画を作成し、年1回以上防災研修や避難訓練を実施します。また、必要に応じて避難確保計画の見直しを行うものとします。

2. 連絡体制の整備

- 学校等、教育委員会事務局、健康福祉部こども局、防災対策課との間の災害時の情報連絡体制を整備します。
- 学校等は、教職員間及び児童等との間の情報連絡体制を整備します。
- 保護者に対し、学校等の防災体制、児童等の避難の方針、児童等の引渡し方法等を周知します。

3. 防災マニュアルの策定

- 学校等は、以下の事項についてマニュアルを整備するものとします。
 - ① 発災時の教職員対応方針(在校時、学校外の諸活動時間、登下校時、夜間休日)
 - ② 保護者との連絡及び児童等の引渡し方法
 - ③ 施設及び設備の点検方法等

4. 避難所としての開設及び運営体制の整備

- 学校等は、本市の担当職員が配置されるまでの間、避難所の開設及び運営に係る業務の全部又は一部について、対応することを想定した体制を整備します。
- 避難所としての施設の利用についても、避難所の収容スペース、避難者の入室禁止場所、傷病者のための看護及び救護のためのスペース、施設及び設備、避難所の管理運営のためのスペース等を、地域とともに検討し、使用の順位等を定めます。

5. 施設及び設備の災害予防対策

- 学校等は、施設及び設備について定期的に安全点検を行い、必要な補強、補修等の予防措置を講ずるとともに、ハンドマイク、誘導標識、誘導灯等を整備し、適切な児童等の避難誘導に備えます。
- 避難所に指定されている場合には、本市は避難施設としての施設及び設備の整備に努めます。

6. 防災教育及び訓練の実施

- 学校等は、保護者や自主防災組織等と連携し、多様な場面を想定した防災訓練を実施するとともに、児童等に対して、避難時の心得等についての防災上必要な教育を行います。

◆市民の取り組み（自助）

- 学校や地域が主体となって進める訓練に積極的に参加しましょう。

◆地域の取り組み（共助）

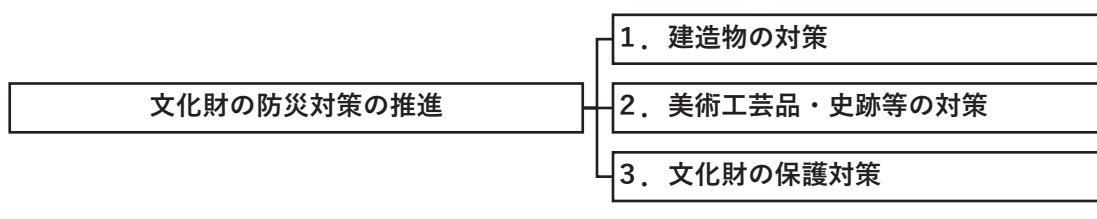
- 避難所の使用スペースや使用できない場所などを事前に学校と協議しておきましょう。
- 学校やPTA等と連携した防災訓練を実施しましょう。

施策2 災害に強い都市構造の形成

1-2-8：文化財の防災対策の推進

◆市の取り組み（公助）

主体：産業文化部



▶ 行動計画の目標

- 文化財を災害から保護するための体制ができている。

▶ 具体的な取り組み

1. 建造物の対策

- 防火施設整備の対象として、文化財に対する防火設備の設置促進に努めるとともに、定期的に点検整備を実施し、良好な維持管理を行います。
- 消火設備、避雷設備等の設置について、所有者の意向を踏まえながら推進を指導します。

2. 美術工芸品・史跡等の対策

- 各種防火設備が未設置の文化財を対象として、その設置を指導するとともに、既設の防火設備については、日常的な点検及び不良箇所等の修理を図るよう指導します。
- 有形民俗文化財についても、上記に準じて実施します。
- 史跡、名勝等の防火について、建造物防災に準じた方針に基づき対策を進めます。

3. 文化財の保護対策

- 文化財の所有者又は管理団体に対して防火組織、災害時における被害防止の方法、文化財の防災措置等の徹底を指導します。
- 文化財の所有者又は管理団体に対して日常的な点検を徹底し、柱や梁の老朽化、瓦の損傷等を早期に発見し、速やかに修理するよう要請します。
- 文化財の所有者又は管理団体に対して災害時における文化財の避難搬出について、施設に応じた詳細な計画を作成するよう指導します。
- 文化財の所有者又は管理団体に対して防火管理者の選任、消防計画の作成等、自主防火管理体制を充実するよう指導します。
- 文化財の所有者又は管理団体は消防用設備等の防災施設を設置し、本市は法的に設置が義務づけられているもののほか、建築規模・構造等を考慮したうえで必要な設備の設置を指導します。

施策2 災害に強い都市構造の形成

1-2-9：地震防災緊急五箇年計画の策定

◆市の取り組み（公助）

主体：防災対策課，全ての部・局

▶ 行動計画の目標

- 地震防災対策特別措置法に基づく県の「地震防災緊急事業五箇年計画」に従い、所管事業について、災害予防ができています。

▶ 具体的な取り組み

1. 対象区域

本市全域

2. 計画対象事業

- ① 避難地の整備等
- ② 避難路の整備等
- ③ 消防用施設の整備等
- ④ 消防活動用道路の整備等
- ⑤ 緊急輸送路等の整備等（緊急輸送道路、緊急輸送交通管制施設、緊急輸送ヘリポート、緊急輸送港湾施設、緊急輸送漁港施設等）
- ⑥ 共同溝等の整備等
- ⑦ 医療機関の整備等
- ⑧ 社会福祉施設の整備等
- ⑨ 公立小中学校等の整備等（校舎、屋内運動場、寄宿舎等）
- ⑩ 公立特別支援学校の整備等（校舎、屋内運動場、寄宿舎等）
- ⑪ 公的建造物の整備等
- ⑫ 海岸・河川施設の整備等（海岸保全施設、河川管理施設等）
- ⑬ 砂防設備等の整備等（砂防設備、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩落防止施設、ため池等）
- ⑭ 地域防災拠点施設の整備等
- ⑮ 防災行政無線設備の整備等
- ⑯ 飲料水施設・電源施設等の整備等
- ⑰ 備蓄倉庫の整備等
- ⑱ 応急救護設備の整備等
- ⑲ 老朽住宅密集市街地の整備等